
南魚沼市環境基本計画

～「南魚沼の豊かな自然と共に生き、
次の世代に力強くつなぐ」ために～



平成26年4月
南魚沼市

目 次

第 1 章 環境基本計画の基本的事項.....	1
1. 計画の理念	2
2. 計画の位置づけと役割	3
3. 計画の対象地域	4
4. 計画の目標期間	4
5. 計画の構成	4
6. 推進体制の整備	5
7. 計画の進行管理等	5
第 2 章 環境施策の体系と基本方針.....	6
1. 環境基本計画の目標.....	7
2. 基本方針	7
3. 施策の体系	9
第 3 章 行動計画.....	10
基本方針 1. 健康で安全な生活環境をつくる.....	11
1. 大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止	11
(1) 自動車排出ガス	11
(2) 騒音・振動.....	13
(3) 悪臭・煙害.....	15
(4) 放射性物質と大気汚染	17
2. 水・地盤・土壌環境の保全.....	19
(1) 河川などの水質保全	19
(2) 地盤沈下対策	21
(3) 地下水・土壌・農業用水汚染対策	23
(4) 上下水道の活用	25

3. 環境犯罪を許さない安全な地域づくり.....	27
(1) 環境犯罪の防止・相談体制づくり.....	27
(2) 有害化学物質の適正管理.....	29
4. 快適な生活環境づくり.....	31
(1) 都市環境計画の推進.....	31
(2) 都市緑化の推進.....	33
(3) 都市型洪水の防止.....	35
(4) 災害時の環境対策.....	37
(5) 雪の中での暮らしやすさの推進.....	39
(6) 良好な景観の創造と継承.....	41
基本方針 2. 豊かな自然環境と共に生きる.....	43
1. 自然環境の保全.....	43
(1) 水辺環境の保全.....	43
(2) 森林環境の保全.....	45
(3) 森林生態系の維持と保全.....	47
2. 自然とのふれあいの推進.....	49
(1) 豊かな自然の活用.....	49
(2) ふれあいの機会の提供.....	51
基本方針 3. 持続と循環のまちをつくる.....	53
1. 廃棄物の減量と適正処理の推進.....	53
(1) 一般廃棄物対策.....	53
(2) 産業廃棄物対策.....	57
(3) 資源リサイクルの推進.....	59
2. 地球環境問題への対策.....	61
(1) 地球温暖化対策.....	61
(2) 酸性雨対策.....	63

3. エネルギーの有効活用	65
(1) 省エネルギーの推進	65
(2) 新エネルギーの活用	67
4. 参加と連携の推進	69
(1) 環境教育の推進	69
(2) 協働の推進.....	71
資料編.....	73



環境基本計画の基本的事項

1. 計画の理念

私たちはこれまで、経済活動の拡大や生活の利便性向上を求め、大量の生産・消費・廃棄というしくみの中で暮らしてきました。しかし、その結果、資源・エネルギーの消費が拡大し、これに伴い、大気や水、土壌などさまざまな面へ影響がおよんでいます。さらにその影響は地域だけでなく、地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の破壊など、地球規模での環境破壊に結びつき、世界中でさまざまな現象が起きており、将来に影響をおよぼすことが危惧されています。

また近年では工場や事業所だけでなく、家庭からの生活排水による水質汚染や、これまで重視されてこなかった種類の化学物質に起因する環境汚染が懸念されているなど、環境に関する問題は多様化しています。

このような中、廃棄物を減らす、適正に処理する、そして再利用するといった、資源を循環させる社会づくりを、私たち市民、事業者、行政がともに進めていくことがたいへん重要です。

一方、身近な水辺や緑などとふれあい、理解することを通じて、豊かで潤いのある地域の環境を保全しよう、地球環境について考え、できることから取り組もうとする意識が高まり、活動も盛んになっています。

これらを背景として、国は平成5年（1993年）に環境基本法を、新潟県は平成7年（1995年）に新潟県環境基本計画をそれぞれ策定しました。

本計画は、このような状況を踏まえ「南魚沼市環境基本条例」に定める基本理念※の実現に向けて、市民、事業者、行政による環境保全への取組みの指針とするものです。

■南魚沼市環境基本条例

（基本理念）

- 第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境にやさしい循環を基調とする社会を構築することを目的として行われなければならない。
 - 3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの問題としてとらえ、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（南魚沼市環境基本条例より第3条を抜粋・本計画第5章・資料編に全文を掲載）

2. 計画の位置づけと役割

(1) 「南魚沼市環境基本条例」第9条に基づき本計画を策定します。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「南魚沼市総合計画」を環境の視点で推進する部門別計画と位置づけ、他分野の諸計画などとの整合性を図ります。

また、市民、事業者、行政による環境保全への取組みには、各主体が連携・協力し、積極的に参加することが必要です。この計画では、それぞれの主体が果たすべき役割、取組みについて具体的な指針を示します。

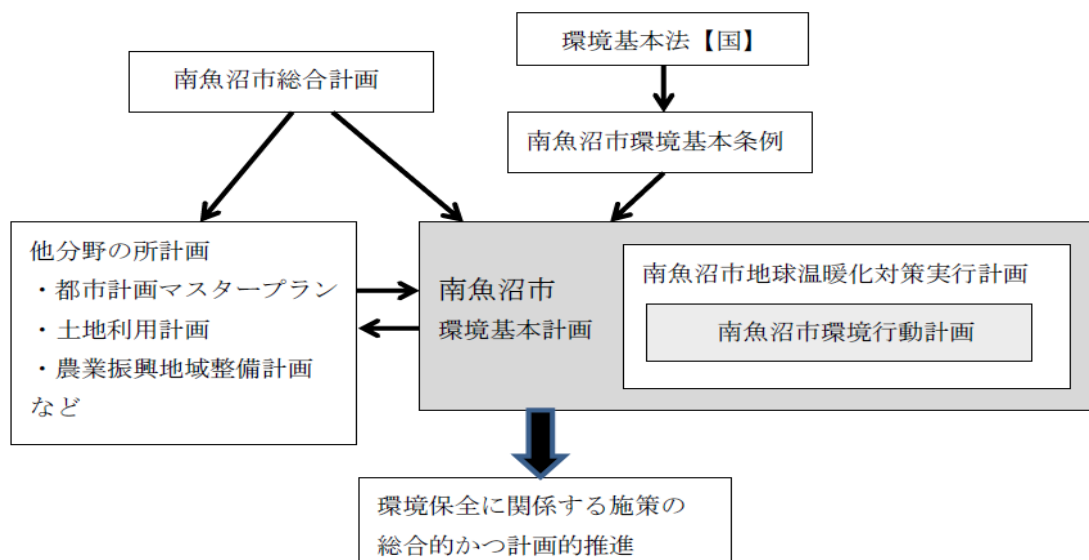
この計画の根幹は「市の取組み」です。市が具体的に取組むことにより、市民、事業者がそれぞれの果たすべき役割を実践していくものと期待されます。

(2) 南魚沼市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づき平成23年に策定した南魚沼市地球温暖化対策実行計画を本計画は包含し、その具体的取組については、本計画の市の取組みの主要部分を構成しています。

(3) 南魚沼市環境行動計画は、南魚沼市地球温暖化対策実行計画の具体的項目のうち、市民、事業者としての取組みの範となるべく行う市役所職員の行動及び市の行う事業の具体的数値目標や進むべき方向を明らかにしたものであります。

以上の関係を図示すると次の通りとなります。



環境基本計画の位置づけ

3. 計画の対象地域

環境保全への取組みは、市民、事業者、行政が自らの問題としてとらえ、全ての日常活動や事業活動においてそれぞれが積極的に推進しなければなりません。これらを踏まえ、本計画の対象地域は、南魚沼市全域とします。

4. 計画の目標期間

本計画の取組事項については、すぐに取り組みかつ実現可能な事項から将来のあるべき方向性を示す事項まで幅広い環境課題が網羅してありますので、特に計画期間は定めません。

社会情勢の変化や新たな環境問題などに対応するため見直すべき項目については、慎重かつ迅速に見直しを行ってまいります。

5. 計画の構成

本計画は、次の3章から構成されています。

■第1章 環境基本計画の基本的事項

本計画策定の理念、位置づけと役割、期間などについて示しました。

■第2章 環境施策の体系と基本方針

本計画の基本目標とその達成のための基本方針を定め、その基本方針を実現するための施策の体系を示しました。

■第3章 行動計画

各施策についての「現状と課題」「取組みの方針」を示し、「市民」「事業者」「市」それぞれの具体的取組みについて示しました。

6. 推進体制の整備

(1) 「南魚沼市環境審議会」等の設置

南魚沼市では、南魚沼市環境基本条例に基づき、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員などの専門家から構成される「南魚沼市環境審議会」を設置しています。

この審議会では本計画の策定及び変更に関すること及び環境の保全に資する関係事項について審議を行います。

また、本計画において廃棄物減量化については環境課題として特に重要な事項であることから、廃棄物減量化推進委員会を別に設置し具体的方策を研究します。

(2) 南魚沼市環境基本計画の推進会議の設置

南魚沼市環境基本計画の円滑な推進を図るため、庁内の関係部局で構成する推進会議を設置し、全庁的な合意形成のもとで施策や具体的取組みの効率的かつ効果的な推進を図ります。

7. 計画の進行管理等

- (1) 本計画の根幹は「市の取組み」です。よって毎年度「市の取組み」の進捗状況、具体的取組の状況を整理し、「南魚沼市環境審議会」に報告します。
- (2) 環境審議会では、新たに取り組むべき項目の追加、取組みの遅れている項目のうち優先的に取り組むべき事項等を市長に進言するものとします。
- (3) 市長は、(1) (2) について公表します。



環境施策の体系と基本方針

1. 環境基本計画の目標

「南魚沼市環境基本条例」に定める基本理念を実現するため、環境基本計画の「目標」を設定します。

【目 標】

南魚沼の豊かな自然と共に生き、
次の世代に力強くつなぐ

2. 基本方針

本計画の目標達成に向けて、3つの基本方針を定めます。

基本方針 1

健康で安全な生活環境をつくる

事業活動や日常生活の中で排出されるさまざまな物質などによって、大気や水、土壌などが汚染され、私たちの健康、安全、そして快適な生活が脅かされることが懸念されています。

また、中心市街地では、消融雪のための地下水利用による地盤沈下の深刻化、公園などの緑地の確保に遅れが見られます。

生活環境保全対策の充実を図るとともに、適切な管理・指導體制や監視体制の強化が必要です。

〈キーワード〉 大気・水質・土壌・騒音・振動・地盤沈下・悪臭
・化学物質

環境汚染を防止し、健康で安全な生活環境の創造を目指します。

基本方針 2

豊かな自然環境と共に生きる

森林や水辺の環境など、南魚沼市が誇る豊かな地域資源を将来にわたって維持・保全すること求められています。

恵まれた自然環境や生態系の保全と適切な活用を計画的に推進し、次の世代へ引き継ぐことが必要です。また、南魚沼市は全国有数の豪雪地帯であり、四季を通じて快適な住環境を確保するためには、雪との共存を図ることが必要です。

〈キーワード〉 森林・水辺・生態系・雪

森林や水、多種多様な動植物の豊かな自然環境との共生を追求し、地域の自然環境の保全と再生、ふれあいの推進を目指します。

基本方針 3

持続と循環のまちをつくる

環境問題への対応は地球規模の課題であり、私たち一人ひとりが地球環境問題に主体的に取り組む、持続可能な循環型社会を構築することが求められています。

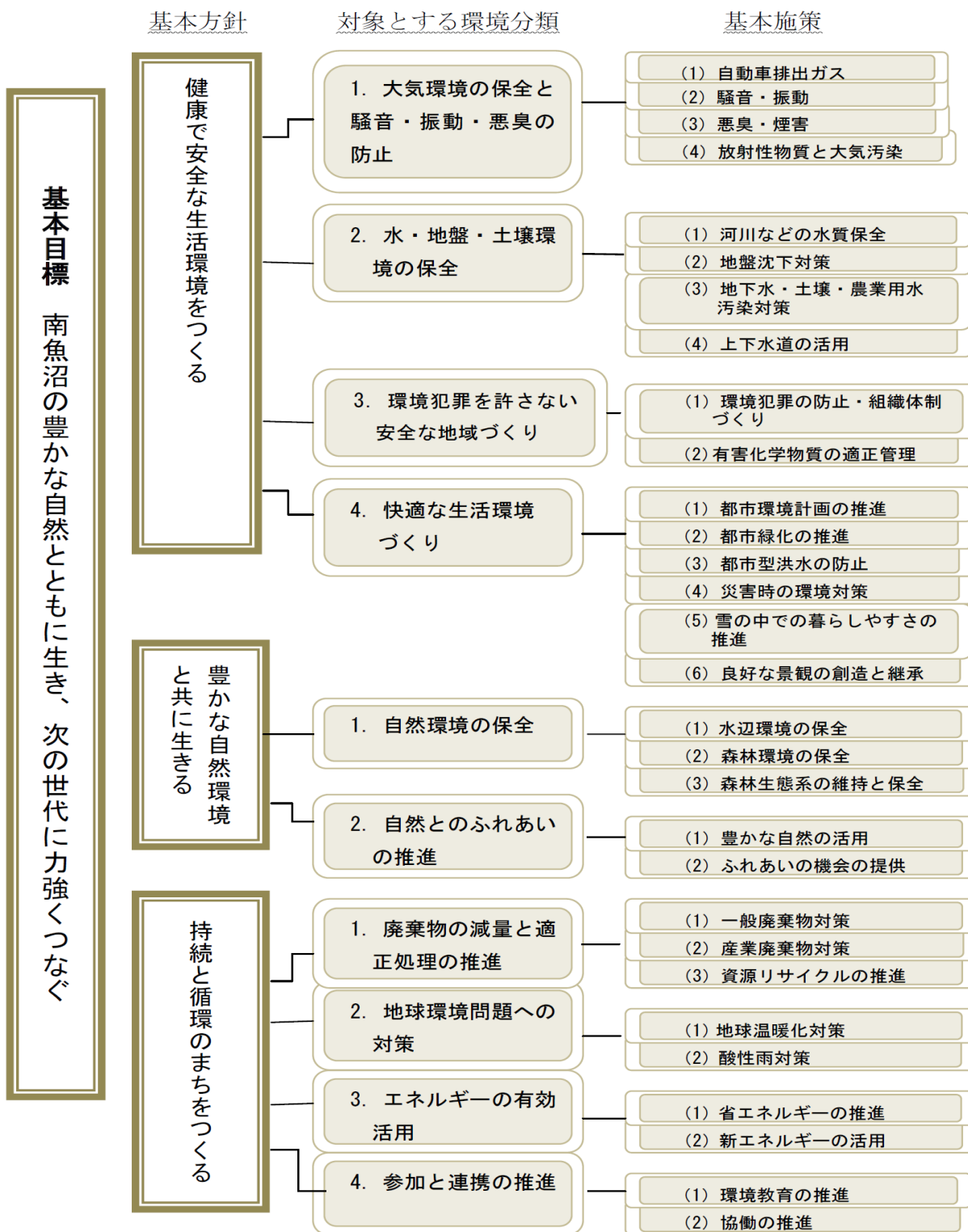
南魚沼市の地域特性を活かした省資源、省エネルギーの推進や新エネルギーの有効活用、廃棄物を出さない仕組みが必要です。そして、すべての主体の意識を醸成し、次代を担う子ども達を育てる環境教育の充実が必要です。

〈キーワード〉 地球環境・エネルギー・水循環・環境教育・資源・
廃棄物

循環型社会の実現と資源・エネルギーの有効活用を推進するとともに、すべての主体の意識を醸成し、子ども達を育てる環境教育の体制構築を目指します。

3. 施策の体系

本計画が目指す目標に向けた施策の体系を示します。





第3章 行動計画

基本方針 1

健康で安全な生活環境をつくる

1. 大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止

(1) 自動車排出ガス

現状と課題

自動車から排出される窒素酸化物（NO_x※）および浮遊粒子状物質（SPM※）などによる大気汚染は、地域だけでなく、地球全体における大きな問題です。特に近年PM2.5による国内での環境汚染が懸念されています。

全国での低公害車の保有率は、税制上の優遇措置などの効果もあって着実に増加しています。

大気汚染物質の発生源として、自動車以外に工場などの事業所などがあり、排出抑制対策が各施設において進められています。

取組みの方針

- マイカー使用から公共交通、自転車利用への移行を促進します。
- エコドライブ※の推進により自動車排出ガス抑制を図ります。
- 低公害車の普及を促進します。

【市民の取組み】

- マイカー使用から公共交通や自転車利用への移行について考え、行動します。
- 無駄なアイドリングや過積載、急発進などをしない、エコドライブを行います。
- 自動車利用や購入の際には、低公害車を選びます。

【事業者の取組み】

- 通勤時の公共交通、自転車利用を推進します。
- 無駄なアイドリングや急発進はしません。
- 積載量の適正管理、車両の整備を徹底します。
- 低公害車を積極的に導入・利用します。

【市の取組み】

①公共交通の利便性向上

施策	具体的取組み
市内バスネットワークの構築	使いやすく、効果的、効率的な公共交通システムを目指して市内バスネットワークを再構築し、重複路線の解消や持続可能な運航の仕組み作りをすすめます。
鉄道とバスの連携促進	関係機関との協議連携によって鉄道とバスの接続を改善する取組みを行い、利便性向上による利用者増加を目指します。
ノーマイカーデーの設定と活用	ノーマイカーデーを設定し、マイカーから公共交通や自転車への移行を促進します。

②渋滞対策

施策	具体的取組み
国道17号バイパスの整備促進	国道17号バイパスの整備を促進するよう関係機関に働きかけます。
渋滞箇所の道路改良	交差点などの恒常的に交通渋滞が起きる箇所について、道路幅員の見直しや積雪時の対応を図ります。
高速道路網の利用誘導	関係機関と連携し、市内の3つの高速道路インターチェンジを活用した、高速道路通勤割引制度 [※] の普及を図るとともに大和スマートICの24時間化をめざします。
エコドライブの推進	エコドライブの推進に努め、その一環としてアイドリングストップ運動や低燃費走行の推進運動を実施します。
自転車にやさしい道づくりの推進	自転車移動の利便性と安全性を高めるため、自転車にやさしい道づくりを推進します。

③低公害車の普及促進

施策	具体的取組み
公用車の低公害車への切替え	公用車の低公害車への切り替えを進めます。また、電気自動車の公用車への試験的導入の検討を進めます。
低公害車普及促進のためのPRの推進	「低公害車普及促進月間」「南魚沼市エコカーデー」を設定し、普及促進を図るとともに、市内自動車販売事業者などのキャンペーンへの参加を促します。
事業者に対する低公害車普及促進	低公害車導入優良事業者表彰制度を設け、事業所などへの低公害車の導入を促します。

■窒素酸化物（NOx）・浮遊粒子状物質（SPM）
 窒素酸化物（NOx）は、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO2）など窒素酸化物の総称。自動車の排ガスや工場設備などから発生し、大気汚染の原因とされています。浮遊粒子状物質（SPM）は、粒子状汚染物質のうち粒子の直径が10μm以下のもの。直径が2.5μm以内のものは吸い込むと肺の奥まで到達しやすく慢性の呼吸器疾患や循環器疾患の原因とされています。

■エコドライブ
 無用なアイドリングはしない、経済速度で走る、タイヤの空気圧を適正に保つ、無駄な荷物を積まない、急発進、急加速、急ブレーキをやめる、公共機関をできる限り利用するなど、環境に配慮した自動車の使用方法。

■高速道路通勤割引制度
 ETC（Electron Toll Collection System：ノンストップ自動料金支払いシステム）が整備されている入口料金所をETC無線通信により走行し、朝夕の通勤時間帯（朝6～9時または夕方17時～20時の間）に入口もしくは出口料金所を通過し、かつ総利用距離が100km以内の場合、対象区間の利用金額が割引になる制度。

(2) 騒音・振動

現状と課題

私たちの日常生活や事業活動の中からは、さまざまな音や振動が発生します。それらの中には、人を不快にするものが少なくありません。地域で暮らし、活動する人同士が互いに思いやり、これまでと異なる価値観にも柔軟に対応して、地域全体で音や振動が発生させる際のルールやマナーに関する認識を共有することが必要となっています。

とくに、日常生活の中で発生する音や振動については、居住地の郊外化が進み、生活様式が多様化することで、考え方や発生源も多様化しています。

取組みの方針

- 交通騒音・振動を減少させます。
- 事業活動で発生する騒音・振動を減少させます。
- 日常生活で発生する騒音・振動を減少させます。

【市民の取組み】

- 暴走行為や車両の改造など、騒音・振動が発生するような運転や不法整備はしません。
- 日常生活で発生する騒音・振動に留意し、お互いを思いやる地域づくりに努めます。

【事業者の取組み】

- 事業活動の中で使用する車両の整備や運転管理を徹底し、騒音・振動の減少に努めます。
- 事業活動に伴い発生する騒音・振動を最小限に抑止できるよう、設備や稼働方法の改善に努めます。
- 騒音・振動への対応が要請された場合には、迅速かつ適切な対応に努めます。

【市の取組み】

①交通騒音・振動対策

施策	具体的取組み
交通騒音・振動の実態調査実施	幹線道路を中心として、交通騒音・振動の実態について調査を行い、必要な対策を講じます。
関係機関との連携	実態調査の結果を踏まえ、道路管理者など関係機関への対策を要請するとともに、連携した対策を図ります。
暴走行為の取り締まり強化	警察など関係機関と連携して、暴走行為やそれをあおるような行為の撲滅を目指します。

②事業活動による騒音・振動対策

施策	具体的取組み
規制の検討	地域特性など諸条件に応じて規制する騒音・振動の内容や対象とする区域などをきめ細かく検討します。
調整会議の設置	規制区域および規制内容を検討し、事前協議を行うために、諮問機関などによる調整会議を設置します。

③日常生活での騒音・振動の対策

施策	具体的取組み
市民意識の醸成促進	良好な生活環境を維持するため、多様化する生活様式に則したルールやマナー、隣近所への配慮に関する認識を地域全体で共有するとともにさらなる醸成を促進します。

(3) 悪臭・煙害

現状と課題

工場や事業所などの製品製造の過程における悪臭や煙害、畜産関連施設からの悪臭の発生を防止するためには、そのための施設の整備や監視する体制の整備が必要です。

また、事業系の施設からだけでなく、もみがら、稲わら、スイカのつるなどの農業廃棄物、雪囲い材や樹木の枝葉、ごみなどの野外焼却による煙害が地域で問題となっています。

とくに、ごみの焼却は有害な化学物質が発生しやすく、生活上の不快感だけでなく、健康被害や火災の危険性、大気汚染にもつながります。

野焼きは法律で禁止され、周辺環境への配慮が求められていますが、これらの問題への認識はまだ十分には広まっていません。地域の安全な生活環境と大気環境の保全のために、地域全体での認識の共有が必要です。

取組みの方針

- 悪臭・煙害の発生を低減します。
- 悪臭・煙害への認識を広めます。

【市民の取組み】

- 日常生活で悪臭・煙害を発生させないように十分に注意します。
- 煙害が問題化していることの認識を持ち、家庭ゴミや雪囲い材、家庭からの枝葉の野焼きは行いません。
- もみがら、稲わらは水田の土づくりを推進するために積極的に「すき込み」を行い、野外焼却の発生原因を抑制します。
- くん炭（もみ殻を焼いて作った炭）を作るなどで野外焼却が必要な場合には、周囲への影響に配慮して行います。
- スイカのつる処理は野焼きせず、できるだけ堆肥化する取組みを進めます。
- 悪臭・煙害の発生を発見した時には、すみやかに関係機関に連絡します。

【事業者の取組み】

- 悪臭・煙害防止のための適切な設備、体制を整備し、対応策を講じます。
- 悪臭・煙害について周辺地域への配慮と周辺住民との認識の共有に努めます。
- 家畜排泄物はすべて南魚沼広域有機センター等の施設で処理し、野積みはしません。
- 悪臭・煙害への対応が要請された場合には、迅速かつ適切な対応に努めます。

【市の取組み】

①工場等の悪臭・煙害防止対策

施策	具体的取組み
事業所への防止策の指導強化	事業所に対して悪臭・煙害防止のための対策に努めるよう指導を強化します。
地域への配慮の指導	周辺地域への配慮と、周辺住民とのコミュニケーションを図ることによる対応の促進を指導します。
自主的な監視体制づくり促進	事業者による自主的な監視体制づくりを促進します。

②畜産関連施設の悪臭対策

施策	具体的取組み
畜産関係者の協力体制づくり	畜産事業者、JAなど、関係者による協力体制づくりを促進します。
南魚沼広域有機センターの活用	家畜からの排泄物は、南魚沼広域有機センター活用による処理を推進します。

③焼却による煙害対策

施策	具体的取組み
野焼き禁止の徹底	家庭ゴミや雪囲い材、枝葉などの野焼きは、軽微なもの以外の禁止を徹底します。特に化学製品の野焼きをなくし、焼却施設での処理を促進します。また、そのための啓発を行います。
稲わら等の再利用推進	もみがら、稲わら、スイカつるなどのバイオマス廃棄物は、できるだけ「すき込み」や堆肥化を行うとともに、南魚沼広域有機センターなどの有効活用を推進します。
地域自助の仕組みづくりの推進	野外焼却による煙害について、各自治会などで話し合いを行い、ルールやマナーをお互いに守れる仕組みづくりを推進します。

④情報共有と通報の体制整備

施策	具体的取組み
情報共有体制の整備	悪臭や煙害が地域の環境におよぼす影響と、その的確な対応方法について、情報の共有体制整備に努めます。
連絡体制の整備	悪臭や煙害の発生を確認した時に、速やかな情報の受信と迅速な対応ができる体制整備に努めます。
悪臭・煙害苦情への対応	悪臭・煙害の苦情や相談は他の内容のものに比べて多い状況です。このような苦情や相談があった場合には的確な対応と発生源への指導を行い、その後の発生がないよう努めます。

STOP！ 野焼きは禁止されています（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2」）
 法律の改正により、野焼きは一部を除き全面禁止になりました。また、以下は野焼き禁止の例外とされますが、周囲の迷惑とならないような配慮が必要です。

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

(4) 放射性物質（放射能）と大気汚染

現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東京電力㈱福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が広範囲に拡散するという未曾有の事故が発生しました。

事故後に県は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部建屋に設置したモニタリングポストにより空間放射線量を測定しています。事故後の3月15日19時に $0.527\mu\text{Sv/h}$ ※を観測しましたが、その後空間線量は漸減し、3月17日21時には通常の測定値（ $0.016\sim 0.16\mu\text{Sv/h}$ ）の上限レベルまで低下し、その後も減少を続け3月24日0時に $0.05\mu\text{Sv/h}$ を記録してからはほぼ安定しています。

市では、平成23年7月から小・中学校、幼稚園、保育園、公園等においてサーベメーターにより定期的に空間放射線量の測定を実施しています。落葉、枝、泥の堆積場などで、地上10cmで $0.3\mu\text{Sv/h}$ 及び地上50cmで $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超える場所については、除染作業を実施しています。

また、県では、水道水、農産物・水産物等の食品、持ち込み食材等及び土壌等について放射性物質検査を実施しています。市では、県からの協力を得た中で、小・中学校で使用する給食食材について放射性物質検査を行っています。

近年、PM2.5などの大気汚染に対する注目が集まっています。平成26年2月26日に新潟県で初めて、PM2.5濃度の上昇に対する注意喚起が行われました。翌日以降には濃度が下がり、その後は平常値にとどまっています。原因が、市内にあるのではなく、アジアの他地域からきている可能性が高いため、根本的な対策は無いのですが、今後についても大気の異常等の情報があつた場合は、速やかな情報伝達に努めます。

取組みの方針

- 空間放射線量の測定など放射性物質による汚染を監視します。
- 市民への適切な情報提供に努めます。

【市民の取組み】

- 空間放射線量や放射性物質等について、市のホームページや市報等により情報を適切に確認し、行動します。

【事業者の取組み】

- 空間放射線量や放射性物質等について、国・県・市等からの情報を適切に確認し、行動します。

※ Sv（シーベルト）：人体への影響の大きさを示す単位です。外部被ばくと内部被ばくがあります。
 $1\text{Sv}=1,000\text{mSv}$ （ミリシーベルト） $=1,000,000\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）

【市の取組み】

①放射性物質汚染の監視

施策	具体的取組み
空間放射線量の測定	小・中学校、幼稚園、保育園、公園等において定期的に空間放射線量を測定します。 また、除染のガイドライン基準等を超えた場合は除染します。
放射性物質検査の実施	小・中学校における給食食材の放射性物質検査を実施します。このデータを保育園とも共有し食の安全・安心を確保します。 水道水、下水道汚泥等の放射性物質の検査を実施します。

②市民への適切な情報提供

施策	具体的取組み
測定・検査結果の情報提供	空間放射線量の測定・放射性物質の検査結果を市のホームページや市報等で公表します。
国、県等からの情報収集及び情報提供	放射性物質について、国・県等からの情報を収集し、市民へ情報を提供します。
大気汚染の状況についての情報提供	PM2.5の注意喚起や、光化学スモッグの注意報などについて、迅速に市民に伝達します。

■放射性物質

放射線を出す物質を放射性物質といいます。ヨウ素131、セシウム137、ストロンチウム90と呼ばれる物質等が放射性物質です。

■放射能

放射線を出す能力のことを放射能といいます。

■放射線

放射性物質から出てくる粒子状（素粒子）又は、電磁波（エネルギーの高いものだけ）を総称して放射線といいます。目に見えず、匂いや味もしません。

2. 水・地盤・土壌環境の保全

(1) 河川などの水質保全

現状と課題

河川などの水辺は、私たちの生活や事業活動に欠かせない水の源であるだけでなく、多様な動植物を育み、豊かで潤いのある景観を形成しています。市域の中央を南北に流れる魚野川とこれに注ぐ多くの支流に恵まれた南魚沼市では、レジャーや健康づくり、自然観察や日々の心安らぐ眺めなど、河川などの水辺から多様な恩恵を受けることができます。また、南魚沼市は、魚野川の上流域に位置していることから、この下流域の水質を保全する責務を担っているといえます。市内では、県が4か所、市が13か所の地点で水質調査を定期的に行っていますが、おおむね良好な結果が得られています。

地域特性として冬期間の家庭からの灯油流出事故が多発しており、河川水質への影響が心配されることから、対応体制を継続、強化する必要があります。

取組みの方針

- 地域ぐるみの水質保全を推進します。
- 効果的・効率的な水質調査を継続的にを行います。
- 流域としての連携を活かした広域的な水質保全を行います。

【市民の取組み】

- 身近な環境にある水質に関心を持ち、水質汚濁を防ぐために自らできることを考え、実践します。
- 灯油流出事故の重大性を理解し、家庭からの流出の防止に努めます。
- 河川などの様子から水質の異常が疑われる場合には、速やかに情報提供します。

【事業者の取組み】

- 事業所の排水の適正処理に努めます。
- 灯油流出事故を防止するための啓発活動に協力します。

■ 魚野川・三国川・宇田沢川の水質（南魚沼市内）

市内を流れる魚野川・三国川・宇田沢川の水質はいずれも環境基準値を満たしています（平成18～24年度）。水の汚れ状況を表す指標の1つBOD（生物化学的酸素要求量）が大きいほど汚れているといえますが、平成18～24年度の結果によると市内の魚野川・三国川・宇田沢川のBODは0.5～1.6（mg/l）で、ヤマメやイワナなどの水産用水として適当とされる2.0（mg/l）以下に該当します。

【資料：新潟県】

【市の取組み】

①水質管理の推進

施 策	具体的取組み
水質調査の実施	調査の実施と結果の公表を推進します。また、これによる水質が目標類型の基準値内※となるように努めます。
緊急時対応体制の確立	水質異常など、市民の生命に係わる異常の発生を速やかに把握し、迅速かつ的確な対応ができる体制を確立します。
通報・連携体制の整備	水質への市民の関心を高め、水質異常発見時の通報体制を維持するとともに、対応がより効果的に行われるよう、関係機関の連携を見直します。
市民や事業者との連携による水質監視の体制づくり	身近な水辺の水質に対する市民や事業者の関心を高め、地域ぐるみで水質の保全に取り組める体制を構築します。

②家庭からの灯油流出事故の防止対策

施 策	具体的取組み
流出事故の防止対策	灯油供給業者などと連携し、流出事故の重大性の認識を広め、事故防止の呼びかけを行います。
事故発生時の体制整備と訓練の実施	河川への流出により下流域への影響が懸念される場合に備えた行政・消防・警察の協働による緊急対策マニュアルや連絡体制を整備するとともに、緊急時に備えた訓練を実施します。

■灯油流出事故

河川等への灯油の流出事故は毎年数十件発生しています。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
23 件	37 件	41 件	61 件	53 件

● 防ごう！灯油流出事故

灯油の流出の原因が判明したものの多くは取り扱い時のうっかりミスによるものです。また、積雪が多い年には、落雪や積雪の重みで配管等の破損が起きやすく、これによる流出事故が多くなります。一人ひとりが責任を持って灯油の管理をしましょう。

- 灯油流出原因トップ2
1. 給油作業中に現場を離れ、目をはなしたスキに流出！
 2. 積雪の重みや配管の破損で流出！

うっかりミスによる流出を防ぐために以下の4つのポイントに注意しましょう。

灯油流出を防ぐ4つのポイント

1. 灯油をポリタンク等に小分けするときは、終了するまで現場を離れない。
2. 灯油タンクや配管付近の除雪に留意し、定期的に監視・点検をする。
3. 雪下ろしのときは、灯油タンクや配管を破損させないように注意する。
4. 灯油の減りが急に進んだときは、すぐに給油せず配管などを点検する。

【資料：新潟県・南魚沼市】

(2) 地盤沈下対策

現状と課題

南魚沼市では六日町の市街地を中心として冬季の消融雪を主な目的とした地下水の大量揚水による地盤沈下が大きな問題となっています。近年、揚水量の抑制により沈下量は減少傾向にあるものの、依然として沈下が進んでいます。

沈下量はとくに豪雪年が大きくなる傾向があり、地下水に依存しない消融雪方法への早急な転換が求められています。

そのためには、新たな消融雪方法の検討、具体的な方法の提示・事業化や、雨水の地下浸透を進め、地下水涵養に努めることが必要です。また、市内の井戸に関する情報が集積された井戸台帳の活用や、観測体制の強化、情報公開による市民全体での認識の共有が必要です。

取組みの方針

- 地下水に依存しない消融雪システムをつくります。
- 地盤沈下の観測を継続的に行います。
- 地盤沈下問題に対する認識の共有化を図ります。

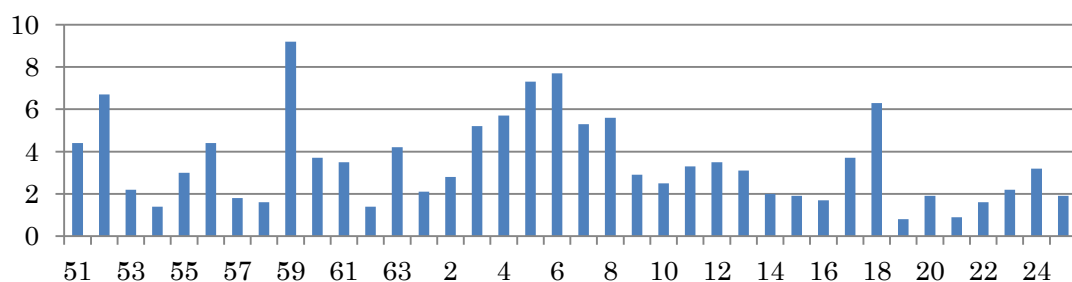
【市民の取組み】

- 地盤沈下の現状を認識し、地下水の適正利用に努めます。
- 地下水に依存しない生活について、自ら考え、実行します。
- 雨水の地下への浸透や利用を促進し、地下水の涵養に努めます。

【事業者の取組み】

- 消融雪方法の地下水利用からの転換を推進します。
- 地下水の適正利用に努めます。
- 雨水の地下への浸透や利用を促進し、地下水の涵養に努めます。

地盤最大沈下量の推移 (cm)



【市の取組み】

①地下水に依存しない消融雪方法の検討

施策	具体的取組み
消融雪システムの研究開発と試験運用	地下水を利用しない消融雪の設備や機能などのシステムを研究開発するとともに、試験的な運用を行います。
消雪パイプ適正管理の推進	地盤沈下への影響を軽減するため、公共用消雪パイプの適正な運転管理を徹底します。
消雪パイプ運転情報の公開	公共用消雪パイプの運転時間や地下水揚水量を的確に把握し、その情報を市民へ公開するとともに、節水効果を明確に示します。
宅地内の消融雪対策体制の確立	宅地内の消融雪のための井戸新設は地盤沈下量が著しい六日町地域で禁止されています。これを受け、井戸が老朽化して利用できなくなった場合等の代替対策を円滑に導入できる体制を確立します。

②情報の収集と公開

施策	具体的取組み
観測機器の整備	地下水位や地盤収縮など、地盤沈下の状況を正確に把握できる観測機器・施設を整備します。
観測結果の情報の公表と活用	観測結果の情報を公表し、市民全体での認識の共有化を図ります。
関連データの活用	井戸台帳などの関連するデータや資料をデータベース化して管理し、効果的・効率的な活用を図るとともに、広く情報を公開します。

③雨水浸透対策の推進

施策	具体的取組み
雨水の浸透処理化の推進	屋根などを経た雨水をそのまま排水するのではなく、雨水浸透樹などによって、敷地内に浸透させられるよう、市民や事業所の取組みを促進します。
雨水利用の推進	雨水をタンクなどに貯留し、庭の打ち水や洗車などに活用する取組みを促進します。

(3) 地下水・土壌・農業用水汚染対策

現状と課題

地下水や土壌は私たちをとりまく環境の基礎を成すものです。また、これらは日常的な活動の中では異常が発見しにくいいため、継続的な調査による状況の把握が必要です。また、埋立処分場などの地下への影響について継続的に監視することや、不法投棄を許さない地域づくりを進め、汚染事故の予防に努める必要があります。

また、農薬（除草剤）や肥料、消融雪に用いる塩類の過剰使用、有害物質の浸透、廃棄物の不法投棄による汚染が懸念されていますが、実態の把握や対応・指導は十分に行われていません。農薬については、近年その使用量や方法を見直し、より少量の農薬で農作物を生産しようとする動きや、それを積極的に購入する消費者側の意識の変化がうかがえます。このような動向を踏まえた農作物の生産と、それを消費につなげる体制が必要です。

また、南魚沼市にはスキー場が多く、これらを発生源とする農薬や融雪防止に用いる塩類の影響についての把握と対応も必要です。

取組みの方針

- 地下水や土壌、農業用水について、継続的な調査による状況の把握に努めます。
- 埋立処分場の継続的な監視を行います。
- 農薬・肥料や塩類、有害化学物質の使用状況を把握し、地下水や土壌への影響低減に努めます。

【市民の取組み】

- 農薬や肥料、塩類、化学物質の適正量使用に努めます。
- 農薬や化学物質の安全な保管と適正な廃棄に努めます。
- 廃棄物の不法な埋立てや投棄を見かけたときは速やかに情報提供します。

【事業者の取組み】

- 地下水や土壌の汚染への影響を最小限にとどめられるよう、施設やシステムの管理を徹底します。
- 農薬や肥料、塩類の適正量使用、家畜排泄物や化学物質の適正処理を行います。
- 地下水や土壌の汚染が確認された場合、速やかな情報の公開と適切な対応を徹底します。
- 廃棄物の不法な埋立てや投棄の根絶に努めます。

【市の取組み】

①地下水・土壌・農業用水の調査

施策	具体的取組み
廃棄物埋立処分場等における地下水・土壌調査	廃棄物埋立処分場において、地下水および土壌の調査を行い、周辺地域や下流域への影響について状況の把握に努めます。
埋立処分場跡地の継続監視体制の整備	埋立処分が終了している処分場跡地について、継続的に地下水や土壌への影響を監視する体制を整備し、適切な跡地管理を推進します。また、市で管理する跡地における不法投棄の防止に努めます。

②農薬・肥料・塩類や化学物質等の影響低減

施策	具体的取組み
農薬等の適正使用・管理の指導	農薬や肥料、塩類の過剰な使用、家畜排泄物の野積み、化学物質の土壌への浸透処理が地下水や土壌に与える影響についての周知に努めます。また、その管理や廃棄時の措置について指導を徹底します。
関係機関との連携	農業関連機関と連携して、農薬（除草剤）の使用計画、管理、廃棄に関する指導の強化を推進します。
有害物質の使用実態把握と抑制	事業者などによる有害化学物質、有機溶剤等の地下水や土壌への影響を把握するとともに、実態調査によってその使用抑制を促進します。
緊急時の早急な情報公開と対応の徹底	地下水や土壌の汚染が確認された場合、早急に周辺住民へ情報を公開し、適切な対応を図ります。

③スキー場における実態把握

施策	具体的取組み
スキー場での使用実態の把握と影響調査	スキー場における農薬、塩類等の使用状況を把握するとともに、地下水や土壌の調査を行い、その影響を検証します。
事業者との調整	使用量や使用方法の見直しが必要と判断された場合、直ちに事業者へ通知するとともに迅速かつ適切な対応を指導します。

(4) 上下水道の活用

現状と課題

良質な水道水は私たちの生活だけでなく、地域を支える事業活動にも欠かすことができません。そのため、水道水の水源保全是たいへん重要であります。H23年7月新潟福島豪雨災害により水道水源としている三国川ダムの水質汚濁による取水制限をしました。水源汚染に関わる緊急事態への対応体制を確保するをするために非常用水源の確保に努めます。

下水道の活用はまだ十分ではありません。浄化槽整備区域での合併浄化槽※の導入は十分ではなく、汚水の直接排水が一部で行われています。

取組みの方針

- 安心して飲めるおいしい水道水のための水源保全と管理に努めます。
- 地域の状況に応じ、下水道への接続、合併浄化槽の整備を促進します。
- 下水道、合併浄化槽の活用と管理を推進し、放流水の水質管理を徹底します。

【市民の取組み】

- 水道水とその水源の大切さを理解し、節水に努めます。
- 下水道への接続や合併浄化槽の整備と適正管理に努めます。
- 調理クズや油分などを流さないようにし、台所などからの排水の汚れをできるだけ少なくします。
- 台所や洗濯で使う洗剤の適正量使用や環境負荷の少ない製品の使用に努めます。

【事業者の取組み】

- 水道水とその水源の大切さを理解し、節水に努めます。
- 適正な汚水処理施設の整備と管理、放流水の水質管理を徹底します。
- 水源保全のための事業や活動に積極的に関わります。

● 下水道の普及

年度	南魚沼市の人口 (人) (A)	下水道が整備 された区域人口 (人) (B)	普及率 (%) (B)/(A)	水洗便所 設置済人口 (人) (C)	水洗化率 (%) (C)/(B)
15	64,251	45,987	71.6	34,436	74.9
16	63,888	47,932	75.0	36,363	75.9
17	63,610	49,741	78.2	37,726	75.8
18	63,197	52,152	82.5	39,221	75.2
19	62,799	52,897	84.2	40,939	77.4
20	62,373	54,190	86.9	42,357	78.2
21	61,870	55,457	89.6	43,427	78.3
22	61,612	56,746	92.1	44,695	78.8
23	61,081	56,980	93.3	45,836	80.4
24	60,566	57,469	94.9	46,827	81.5

(資料:下水道課)

※人口数値: 12～15年度は旧六日町・旧大和町・旧塩沢町の合計、16年度は南魚沼市と旧塩沢町の合計

※各年度末現在

※この表には個人設置の浄化槽施設は含まれてません。

※外国人を含みます。

【市の取組み】

①水道水源と水質の保全

施策	具体的取組み
水源の水質保全と危機管理体制の確立	南魚沼市水環境保全条例※に基づく水道水源保全のための遵守規定の周知を図ります。また、不測の事態に備え、早急な対応が可能な危機管理体制を確立します。
水道水の水質管理徹底と水温管理の推進	安全・安心かつおいしい飲用水を安定して供給するため、水質管理を徹底するとともに飲用に適した水温の管理を推進します。
上水道への切替え促進	安全な水質の飲用水を安定して供給するため、簡易水道から上水道への早期切替えを促進します。

②汚水処理施設の活用促進

施策	具体的取組み
未整備地区の解消	公共下水道地域の未整備地区の解消を行います。
下水道への接続推進	下水道への接続を推進します。 今後も市報等に接続促進・接続補助制度説明等を掲載し、接続を推進します。

③合併浄化槽の活用促進

施策	具体的取組み
合併浄化槽の導入促進	公共下水道整備対象外の地区において、市設置型合併浄化槽の導入を促進します。

■南魚沼市水環境保全条例 水辺および水道水源域の保全について、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに水道原水水質の保全および水道水源保全地区の指定等について必要な事項を定め、市民の健康で文化的な生活を確保することを目的として平成16年11月に制定されました。

3. 環境犯罪を許さない安全な地域づくり

(1) 環境犯罪の防止・相談体制づくり

現状と課題

一般廃棄物や産業廃棄物を山林や原野などへ不法投棄する事件が後を絶たず、動植物の違法な捕獲、譲渡、飼育なども心配されており、このような環境犯罪による土壌や水質、地域の生態系への影響が危惧されています。このようなことを未然に防ぐ体制を地域全体でつくる必要があります。

また、近年、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、気管支ぜんそく、シックハウス症候群など化学物質過敏症に代表される免疫アレルギー疾患、バイオテクノロジーや遺伝子操作による農産物・畜産物・食品・薬品などの人体や生態系への影響などが大きな問題となっています。

市民の生活環境を保全し、安心して地域に暮らし続けるために、これらによる健康・生活環境被害の相談に迅速かつ適切に対応できる体制が必要です。

取組みの方針

- 不法投棄を許さない監視体制を強化します。
- 動植物の違法な捕獲・譲渡などを許しません。
- 健康・生活環境被害の相談に適切に対応できる体制をつくります。

【市民の取組み】

- 廃棄物などの不適正な廃棄や処理を許しません。
- 違法な動植物の捕獲・譲渡などは許しません。
- 動植物の違法な取引や飼育はしません。
- 外来生物を放したり、逃がしたりしません。
- 生活の中で用いられる化学製品の適正利用に努めます。

【事業者の取組み】

- 不法投棄の撲滅を推進します。
- 動植物の違法な商取引の撲滅を推進します。
- 有害物質を排出する工場や一定規模以上の工場においては、公害防止管理者やこれを統括管理する公害防止統括者を配置します。
- 工場規模に関わらず、公害防止責任者・公害防止統括者の配置に努めます。

【市の取組み】

①不法投棄の防止

施策	具体的取組み
関係機関とのネットワークの構築	国・県の関係部局と連携し、不法投棄の調査・回収や防止策についての検討・協議を推進します。また、悪質または常習的不法投棄については、警察署を含めた対策会議を設置し、投棄者の特定や再発防止を図ります。
啓発活動の推進	広報紙やホームページ、ポスターやチラシ、勉強会や講習会、「不法投棄強化月間」の制定などを通じて、市民や事業者に対する不法投棄防止の啓発活動の展開を図ります。

②その他の環境犯罪の取締り強化

施策	具体的取組み
関係機関とのネットワークの構築（再掲）	国・県の関係部局と連携し、不法投棄の調査・回収や防止策についての検討・協議を推進します。また、悪質または常習的不法投棄については、警察署を含めた対策会議を設置し、投棄者の特定や再発防止を図ります。
外来生物の侵入防止対策	外来生物の違法な取引や飼育、それらの生態系への侵入を防止するため、地域住民や市民団体などと連携した監視を強化します。また、魚野川など主要な河川への外来魚の侵入について、対策を強化します。
動植物の違法捕獲防止	自然環境の中で生息する動植物の違法な捕獲と譲渡を防止し、適正管理に努めます。

③健康・生活環境被害等への相談機能の充実

施策	具体的取組み
相談機能の充実	国や県、医療機関や法律の専門家などと連携して、健康・生活環境被害などに関する相談機能を充実させます。
健康・生活環境に関する情報提供	健康・生活環境への影響などに関する情報をわかりやすく提供します。

(2) 有害化学物質の適正管理

現状と課題

事業活動や私たちの日常生活の中では、多くの化学物質が使用されています。近年では環境ホルモンと呼ばれる物質（内分泌攪乱化学物質[※]）や、ゴミの焼却によって発生するダイオキシン類[※]による環境や人体への影響が問題視されています。

しかし、事業活動における化学物質の管理状況や使用実態の把握、排出抑制の徹底、環境影響が心配される施設での稼働前審査などは十分に行われていません。また、有害化学物質に関する情報の公開や共有も十分とはいえません。

取組みの方針

- 有害化学物質の排出量を低減します。
- 有害化学物質の排出を抑制させるためのチェック体制を確立します。
- 有害化学物質に関する情報の共有化を図ります。

【市民の取組み】

- 日常生活の中で使用する化学製品について正確な知識を持ちます。
- 有害ごみの分別を徹底します。
- 有害化学物質に関する情報を積極的に得ます。

【事業者の取組み】

- PRTR 法[※]に基づき、化学物質の排出量など、環境影響についての把握を行い、排出量削減に努めます。
- 環境影響を低減できる設備の導入に努めます。
- 環境への配慮に努めます。
- 周辺住民への情報公開、緊急時の迅速な対応に努めます。

■ 内分泌攪乱化学物質

本来は生体内には存在しない（外因性）物質のうち、人を含む動物の生体内に取り込まれた場合に、その生体内で本来営まれている正常なホルモンの作用（内分泌）に影響を及ぼす物質。

■ ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。「ダイオキシン類対策特別措置法」（1999年制定）では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と定義されています。

■ PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。日本では1999年に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）として制度化。

【市の取組み】

①化学物質の使用状況把握と指導体制の確保

施策	具体的取組み
化学物質使用事業所等への指導	化学物質を使用する事業所などに対して、適正な管理と安全の確保の徹底を指導します。
化学物質使用事業所等の継続的な実態把握	取扱い責任者、有資格者の配置確認を徹底します。使用物質の量や種類の実態調査を行います。また、有機溶剤系を扱う事業所における定期的な観測体制を構築します。
災害時の対応策・周辺住民への周知・協力体制づくり	災害時等緊急事態における有害物質の安全対策および周辺住民への迅速かつ正確な情報の周知を図り、被害を最小限に抑えるための協力体制を確立します。
適正な職員の配置	化学物質に関する高度な知識を持ち、専門的な対応が可能な職員を配置します。
学校・公共施設での化学物質の適正使用・管理	学校や公共施設で使用される化学物質の適正な使用と管理を徹底します。
有害ごみの分別の徹底	使用済みのバッテリーや蛍光灯、乾電池など、有害化学物質を多量に含むごみの分別を徹底します。

②施設整備時における確認体制の確立

施策	具体的取組み
環境保全協定等の義務化	事業所の建設にあたり、周辺環境への配慮、周辺住民への説明責任、緊急時の対応などを明記した環境保全協定を、周辺住民との間で締結することを義務付けます。

②有害化学物質に関する情報の共有

施策	具体的取組み
有害化学物質に関する情報の提供	関係機関との連携により、有害化学物質に関する情報を市民に提供します。
化学物質の適正利用の推進	日常生活の中での化学物質の適正な利用を推進するための啓発や情報の提供を関係機関と連携して行います。

4. 快適な生活環境づくり

(1) 都市環境計画の推進

現状と課題

中心市街地やその周辺地域では都市化が進行しています。その一方で、公園・緑地の整備、道路交通の円滑化、地震・火災・洪水などに対する防災機能の強化、災害時の避難場所の確保、地盤沈下対策など、都市防災の観点での課題が山積しています。

今後さらに、土地の高度利用を図るために、関連する計画の推進と事業の有効な手法の検討が必要です。

取組みの方針

- 地域の環境特性に応じた効果的、効率的な土地利用を推進します。
- 災害に強いまちづくりを推進します。
- 地盤沈下対策を強化します。

【市民の取組み】

- 自主防災組織への積極的な参加と協力を行い、災害時における対応能力を身につけます。
- 周辺環境の美化を図り、地盤沈下防ぐために、一人ひとりができることを実行します。

【事業者の取組み】

- 開発事業を行うときには、騒音、振動等の基準を守り、都市環境へ十分配慮します。
- 施設の建設や改修のときには、耐震性・耐火性の強化を図ります。
- 宅地等消雪設備など地下水を使わない消雪設備の技術開発やその普及促進を図ります。

【市の取組み】

①都市環境の改善

施策	具体的取組み
総合的土地利用計画の作成	土地利用計画を作成し、市街地、農地、森林地帯など、それぞれの環境特性に応じた効果的な土地利用を推進します。
土地区画整理事業等の検討	住宅、緑化、交通、地盤沈下や洪水など、都市部が抱える様々な環境問題を解消するため、土地区画整理事業など様々な整備手法の推進を検討します。

②災害に強い都市づくり

施策	具体的取組み
防災空間の確保と整備	地震、火災、洪水、地盤沈下など、都市部における災害時の安全性を確保するため、避難場所や火災の延焼防止となる公園・緑地、道路、河川などの防災空間を確保・整備するとともに、建築物やライフライン施設などの災害対応力の強化を図ります。
都市型洪水対策の強化	河川や下水道、さらにそれにつながる雨水排水施設の計画的整備を推進するとともに、雨水の循環利用や一時貯留、道路の透水性舗装化などにより、流出量の抑制を図ります。
地盤沈下対策の強化	地盤沈下区域や沈下が懸念される周辺区域における地下水の揚水量の削減を図るとともに、地下水に依存しない消融雪を推進します。

(2) 都市緑化の推進

現状と課題

南魚沼市は、山々に囲まれた緑豊かなまちです。しかし中心市街地では公園や緑地が少なく、整備や充実への要望が高まっています。その一方で、十分な維持管理がなされずに荒廃が進んでいる緑地も少なくありません。

緑地の整備・充実は、市民に憩いや潤いを与えるだけでなく、地球温暖化の防止や水循環、地域の防災など、さまざまな環境保全の観点からたいへん重要です。

土地利用計画や防災計画など、関連する諸計画と連動しながら、市民、事業者、行政が一体となって計画的に緑化を推進することが必要です。

取組みの方針

- 緑豊かなまちづくりのための市民の主体的活動を促進します。
- 公共施設や事業所などの緑化を計画的に推進します。
- 緑化の推進や樹木などの保全を土地利用計画の中で明確に位置付けます。

【市民の取組み】

- 身近な公園や緑地、街路樹などの維持や管理に積極的に参加します。
- 家庭では、生垣、花壇、プランターなど景観に配慮し、緑化の推進に努めます。
- 緑化の推進を図る行事やイベントに積極的に参加します。

【事業者の取組み】

- 開発事業を行うときには、周辺の景観との調和に十分配慮します。
- 施設の建設や改修のときには、一定割合以上の緑地の確保に努めます。
- 地域の公園や緑地、街路樹などの維持や管理に積極的に協力します。
- 緑化の推進を図る行事やイベントを積極的に実施、協力します。

【市の取組み】

① 緑豊かなまちづくりの推進

施策	具体的取組み
緑化推奨植物の選定	地域の気候や風土、維持管理などの観点から、用途に適した植物の種類を選定し、その活用を推奨します。
地域における緑化推進の取組みの支援	緑豊かなまちづくりのために、広場や公園、住宅の垣や柵などの緑化を地域住民が主体的に推進する取組みを支援します。
緑化推進のための行事やイベントの支援・協力と実施	各種団体や事業者などが実施する緑化推進の行事やイベントを積極的に支援・協力するとともに、市民の意識啓発を図るための事業を継続的に実施します。
県民運動との連携	『にいがた「緑」の百年物語—木を植える県民運動』 [*] と連携した緑化活動を推進します。

② 計画的な緑化の推進

施策	具体的取組み
土地利用計画による位置付けの明確化	緑化の推進や樹木などの保全に関する方針などを土地利用計画の中で明確に位置付け、良好な生活環境の維持と向上を図ります。
公共施設整備時の緑化推進	市が設置または管理する公共施設整備において、敷地面積の一定割合以上の緑地を確保し、公共施設の緑化を計画的に推進します。また、道路や河川についても関係機関と協力しながら緑化の推進を図ります。
工場等敷地における緑化の促進	民間の事業所敷地における緑地の確保や植樹など、地域緑化の推進に向けた市民や事業者の協力を要請します。

■ 『にいがた「緑」の百年物語—木を植える県民運動』

21世紀の百年をかけて県民の手で木を植え、緑を守り育て、22世紀の県民に「緑の遺産」を残そうという運動。各地域の取組みは、県民、ボランティアグループ、企業などからなる地域実践団体が中心となり、企画・立案の段階からワークショップを行いながら進められている。

【『にいがた「緑」の百年物語』基本方針 (社)にいがた緑の百年物語緑化推進委員会 より抜粋】

(3) 都市型洪水の防止

現状と課題

雨や雪によってもたらされた水は大地に浸透し、動植物の生命を支え、水辺を潤します。しかし、近年、土地利用の多様化に伴う農地の宅地化、森林の造成や管理状況の変化によって、地域の水循環の状況が急速に変化しています。また、地域だけでなく、地球規模で危惧されている気象環境の変化から、集中的な豪雨に見舞われることが以前よりも多くなっているといわれています。南魚沼市でも市街地を中心に降雨時や融雪時に家屋が浸水する被害が発生しています。

このような、地域や地球規模での水循環および気象の変化によって、とくに市街地周辺では都市型の洪水災害が起きやすくなっており、その防止のための取組みが必要です。

取組みの方針

- 健全な水循環に留意し、洪水災害を防止します。
- 雨水の地下への浸透に努めます。
- 雨水貯留とその活用を推進します。

【市民の取組み】

- 雨水の利用や地下への浸透に努めるとともに、そのための機能設備に努めます。
- 健全な水循環を確保するための活動に協力・参加します。
- 洪水のリスクを理解し、緊急時の対応や避難に備えます。

【事業者の取組み】

- 事業所内での雨水の利用や地下への浸透に努めるとともに、そのための機能設置に努めます。
- 健全な水循環を確保するための事業や活動に協力・参加します。
- 洪水のリスクを理解し、緊急時の対応や避難に備えます。

【市の取組み】

①洪水防止設備の整備推進

施策	具体的取組み
道路の雨水適正処理の推進	関越自動車道、上越魚沼地域振興快速道路および国道17号バイパスなど、比較的広い面積を占める道路を中心として、道路面からの排水を地下浸透させるための機能整備など雨水の適正な処理を行うよう、関係機関に働きかけます。
河川改修整備の推進	洪水災害を防止するために、河川改修整備を推進します。
雨水排水施設の整備推進	市街地における降水時の浸水対策のために、雨水排水施設の整備を推進します。
バイパス流路等の整備検討	降雨などによる増水時に市街地河川の流量を別河川へと分水するバイパス流路施設などの整備を検討します。

②雨水浸透対策の推進

施策	具体的取組み
雨水の浸透処理化の推進	屋根などを経た雨水をそのまま排水するのではなく、雨水浸透柵などによって、敷地内に浸透させられるよう、市民や事業所の取組みを促進します。
雨水利用の推進（再掲）	雨水をタンクなどに貯留し、庭の打ち水や洗車などに活用する取組みを促進します。
雨水浸透柵の普及促進（再掲）	雨水の河川への急激な流出を抑制するとともに、地下水の涵養を図るため、雨水浸透柵の設置を推進します。

(4) 災害時の環境対策

現状と課題

地震や豪雨、豪雪などの自然現象はさまざまな災害を引き起こします。地球規模での環境の変化との関連も考えられており、過去の経験や予測を上回る災害の発生が心配されています。このような中、さまざまな災害への対策は一層重要な課題となっています。

地震などの広域的な災害発生時には、それを支えるしくみが平時と同様には機能しなくなることが考えられます。そのような緊急時にも、環境負荷を最小限に抑止できる仕組みをつくり、機能復旧時に引き継ぐ必要があります。

災害発生の抑制や発生時における被害の低減を図るための対策、施設整備の充実とともに、危険区域の実態把握やその情報の公開を推進し、市民それぞれが災害のリスクを認識する必要があります。また、中越地震や東日本大震災における経験を活かし、災害時を想定したマニュアルの作成やその内容の周知、近隣市町村や事業者との連携体制の確保が必要です。

取組みの方針

- 災害時の環境負荷を最小限に抑えます。
- 災害に強い住環境の整備を推進します。
- 地域防災力の強化を図ります。

【市民の取組み】

- 災害時にも環境負荷の少ない生活ができるように日頃から考えます。
- 事業者や行政との災害時の協働体制に積極的に関わります。
- 住まいの耐震化に関心を持ちます。
- 自主防災組織への積極的な参加と協力を行い、災害時における対応能力を身につけます。

【事業者の取組み】

- 災害時の環境負荷低減のための取組みを積極的に行います。
- 市民や行政との災害時の協働体制に積極的に関わります。
- 施設の耐震診断を行うとともに、施設の建設や改修の際には、耐震性の強化を図ります。

■ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、避難経路、避難場所などの情報が地図上に図示されている。災害予測図。

【市の取組み】

①災害時の環境負荷対策

施策	具体的取組み
災害時廃棄物処理における近隣市町村との連携	災害時の環境負荷を抑えた廃棄物対策のために、近隣市町村と新潟県災害廃棄物等の処理に関する協定により、連携して取り組みます。
市民・事業者との連携	市民や事業者との連携によって災害時の対応ができるよう、協力体制を構築します。

②災害に強いまちづくり

施策	具体的取組み
公共施設の耐震化の推進	学校や病院などの建築物や、水道・電気などの公共施設やライフラインの耐震化を推進します。
建築物の耐震診断や補強・改修に対する支援	旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修の費用の一部を補助することにより住宅の耐震化を促進します。
耐震化に対する意識の醸成	自宅の耐震強度を自ら簡易的に診断できる資料の紹介や専門家によるアドバイスなどを通じて各家庭の耐震化に対する認識と意識の醸成を図ります。
災害防止施設の整備推進	地すべりなど災害危険区域における対策施設の整備と維持を計画的に推進します。
治山事業の推進	地域の山地の保全を図るため、山地の荒廃防止や荒廃地の復旧対策を推進します。

③災害危険区域の実態把握と情報公開

施策	具体的取組み
災害危険区域の実態調査	危険区域の実態を調査し、現状の把握に努めます。
災害危険区域情報の公開	危険区域に関する情報を公開し、市民による災害リスクの認識向上に努めます。

④地域における災害対応

施策	具体的取組み
地域における災害時対応体制づくり	地域防災組織など、地域住民を主体とする災害発生時の避難体制づくりを促進します。
防災力の強化	防災講座の開催や地域防災の担い手となるリーダーの養成、自主防災組織の活動支援、ハザードマップ※の活用などを通じて、地域における防災力の強化を図ります。
災害時の情報伝達手段の整備	災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、緊急告知（防災）ラジオ、コミュニティFM放送、緊急情報メール等の整備、活用を図ります。

(5) 雪の中での暮らしやすさの推進

現状と課題

南魚沼地域は、全国でも有数の豪雪地帯であり、最高積雪深が300センチメートルを超える年もあります。そのため冬期は雪処理の負担が大きく、経済活動だけでなく日常生活にも大きな影響をおよぼしています。とくに中心市街地などの住宅密集地においては、除雪・消雪作業による交通障害や隣接地とのトラブル、除雪・消雪作業者の高齢化、融雪のための地下水や、灯油をはじめとする化石燃料の大量消費など、さまざまな問題があり、融雪対策は緊急かつ最大の課題の1つといえます。

取組みの方針

- 住宅密集地における除雪・消雪体制の整備を推進します。
- 環境負荷の少ない、雪と共存した暮らし方を推進します。
- 地域で支えあう環境づくりを推進します。

【市民の取組み】

- 除雪・消雪作業のルールを守ります。
- 除雪ボランティアなどの除雪・消雪活動に積極的に参加・協力します。
- 化石燃料の使用を削減し、新エネルギー^{*}を活用した設備や機器の導入に努めます。
- 一人だけで雪落とし作業を行わず一人のときは家族や隣人に声をかけ転落事故時の対策に努めます。

【事業者の取組み】

- 除雪・消雪作業に協力します。
- 化石燃料の使用を削減し、新エネルギーを活用した設備や機器の導入に努めます。
- 環境負荷の比較的少ない克雪住宅の研究開発と普及促進を図ります。

■新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」(1997年制定)では、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面で制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義。具体的には現在、①太陽光発電、②風力発電、③太陽熱利用、④温度差エネルギー、⑤廃棄物発電、⑥廃棄物熱利用、⑦廃棄物燃料製造、⑧バイオマス発電、⑨バイオマス熱利用、⑩バイオマス燃料製造、⑪雪氷熱利用、⑫クリーンエネルギー自動車、⑬天然ガスコージェネレーション、⑭燃料電池が該当。

【市の取組み】

①住宅密集地における除雪・消雪体制の整備

施策	具体的取組み
小型除雪機の計画的導入	中心市街地などの住宅密集地では地域住民の協力により機械除雪による排雪場所の確保や、消雪パイプの効率的な設置により冬期間の暮らしを確保します。
除雪障害物の排除	除雪作業の障害となる道路占用物の再配置や違法駐車車両の撤去を実施します。
歩道のバリアフリー化とロードヒーティング化の推進	市街地内歩道のバリアフリー化やロードヒーティング化※などの研究を進め、高齢者をはじめとして誰もが冬期に安心して歩ける道づくりを推進します。
除雪ボランティア等各種支援体制の構築	高齢者の除雪作業の負担を軽減するため、除雪ボランティアなど各種支援体制の構築を図り、地域で支えあう環境づくりを推進します。

②環境負荷を軽減した克雪の推進

施策	具体的取組み
代替設備の積極的活用	流雪溝の充実や、下水処理熱、温泉廃熱を利用した融雪槽の設置など、環境負荷が比較的少ない除雪設備の積極的導入と活用を推進します。
克雪住宅の研究と普及促進	豪雪地帯の住宅密集地が抱えるさまざまな問題を検討するとともに、地下水や化石燃料に依存しない、環境負荷の少ない克雪住宅の研究開発と普及促進を図ります。
新エネルギーを導入した融雪の推進	地下水や化石燃料に依存しないクリーンな新エネルギーを利用した融雪方式の導入を推進します。

■ロードヒーティング化

道路・歩道・駐車場などの地面の雪を融かしたり凍結を防ぐために、地面の中に放熱体を設置し、地面の温度を上げる施設。放熱体には、温水パイプや、電熱線などがあります。

(6) 良好な景観の創造と継承

現状と課題

南魚沼市には、長い歴史や風土、豪雪や水害など幾多の苦難を克服する中で培われた強くたくましい住民気質と、三国峠・清水峠を越えて越後と江戸の文化交流の接点として形づくられた雪国文化が息づいており、それらを物語る地域独自の歴史的景観、自然景観が連綿と継承されてきました。その一方で、生活に潤いを与え、利便性を向上させる都市としての景観整備も進められており、先代から引き継いだ景観と新たに創造される景観の調和が求められています。

また、南魚沼市出身の文人鈴木牧之（すずきぼくし）が記した『北越雪譜（ほくえつせつぷ）』に見られる先人の足跡や、雪避けのために家々の軒から庇（ひさし）を長く差し出す『雁木（がんぎ）』などの生活の知恵は、独自の景観を生み出しただけでなく、雪国での暮らし方、環境との共生という視点でたくさんのことを学ばせてくれます。これらの歴史的側面から地域独自の文化や風俗を学び、それを現在の生活に活かし、さらに次の世代に引き継いでいくことが大切です。

取組みの方針

- 歴史的景観・自然景観と調和した景観づくりを図ります。
- 雪国の知恵を現代に活用し、次の世代へ引き継ぎます。
- 歴史・文化的な地域の財産の保護と活用を図ります。

【市民の取組み】

- 周囲の景観に調和した家なみ、まちなみづくりと保全に努めます。
- 地域の歴史や文化を積極的に学びます。
- 文化財の保護や活用に協力します。
- 地域の歴史や文化、景観を子ども達に引き継ぎます。

【事業者の取組み】

- 周囲の景観に配慮した建築物や広告物により、良好な景観の保全と創造に努めます。
- 地域の歴史や文化を積極的に学びます。
- 文化財や歴史的価値の高い建物などの保護や活用に協力します。
- 地域の歴史や文化、景観を継承するための取組みに努めます。

【市の取組み】

①良好な景観の保全と創造

施策	具体的取組み
自然景観の保全	雄大な山岳景観など、自然景観の保全に努めるとともに、そこへの建造物には周囲の景観に調和したものとするよう指導します。
里地景観の保全	水田や魚野川、里山がつくる里の景観を保全します。そのために関連機関と連携し、荒廃農地・里山などへの対応を検討します。
まちなみ景観の創造と保全	都市としての利便性を高め、潤いのある生活環境を整備し、まちなみ景観の創造と保全を推進します。
景観保全の啓発	地域の良好な景観を保全し、それらに調和した建造物や広告物とするよう、市民や事業者への啓発を行います。

②歴史や文化・景観の継承

施策	具体的取組み
歴史的まちなみ景観の継承	塩沢地区の雁木のまちなみなど、歴史的な景観を保全し、継承します。
歴史的・文化的資料の整理と活用	地域の歴史や文化を記録として次世代に継承するため、郷土史編さんをはじめとして、関係する資料を整理し、豊かな自然とともに生きるための知恵の研究と活用を図ります。
文化財の保護と活用	地域の中で大切に受け継がれてきた文化財の価値を再認識するとともに、その適切な保護と活用を図ります。
生活技術の伝承活動	地域に伝わる暮らしの知恵を先人から学び、次世代に継承し、現在の生活を見直すとともに循環型社会のあり方について意識啓発を図ります。

基本方針 2

豊かな自然環境と共に生きる

1. 自然環境の保全

(1) 水辺環境の保全

現状と課題

南魚沼市では、多様な動植物を育み、田畑を潤す清流魚野川が市域を南北に貫いています。そしてこれに注ぐ多くの支流や湧水などが潤いのある環境と風景をつくっています。豊かな水辺は生物だけでなく、私たちにさまざまな恩恵を与えています。多様な種の水生生物が見られることは、水辺が健全な生態系を維持し、豊かであるということを示しています。

しかし近年、水辺の形態や流域環境の変化に伴う水辺環境の変化、廃棄物の投棄、外来生物の侵入、乱獲などによる影響が危惧されています。水質変化の把握や廃棄物不法投棄の根絶に努めるとともに、水生生物の生息状況や外来生物の侵入に関する調査を行い、水辺環境の把握に努めることが必要です。

取組みの方針

- 水辺の自然な形態を再生・保全します。
- 水辺の環境保全に努めます。
- 絶滅危惧種などの保護に努め、外来生物の侵入に留意し、生物多様性の保存に努めます。

【市民の取組み】

- 魚野川などの水辺の自然環境に関心を持ち、水辺環境の保全に努めます。
- ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。
- 外来生物を持ち込みません。

【事業者の取組み】

- 水辺環境の保全に努めます。
- 事業活動の各段階で廃棄物の発生を抑制する体制を構築します。
- 開発事業を行うときは、水辺環境の保全に十分配慮します。
- 地域特産商品や観光資源としての湧水の活用を推進します。

【市の取組み】

①水辺の再生と維持

施策	具体的取組み
自然形態の河川の再生	改修された河川・水路の構造や景観を見直し、治水機能を維持しながら、自然の形態に近づけるような整備、管理を計画的に推進します。
水辺環境の維持と活用	河川などの水辺環境の適切な維持管理を推進し、快適な水辺空間の創出と活用を推進します。

②湧水の保全と活用

施策	具体的取組み
湧水地の調査	市内に点在する湧水地の実態調査を行い、保全・復活・活用すべき湧水地の把握と有効活用の検討を推進します。
地域資源としての湧水の活用	飲料水としてのブランド化や日本酒、ワインをはじめとする食品の原材料としての活用など、地域の特産商品や観光資源として湧水の活用を推進します。

③水生生物の調査

施策	具体的取組み
水生生物の調査	水生生物の生息状況や分布状況などに関する調査を検討します。

④種の保存

施策	具体的取組み
絶滅危惧種の保護（再掲）	地域の固有種や絶滅が心配される種の生息状況を調査し、保護対策について検討します。
外来生物の侵入防止対策（再掲）	外来生物の違法な取引や飼育、それらの生態系への侵入を防止するため、地域住民や市民団体などと連携した監視を強化します。また、魚野川など主要な河川への外来魚の侵入について、対策を強化します。

⑤市民による水辺環境保全

施策	具体的取組み
水辺クリーン運動の実施	住民主体による水辺の清掃や草刈りなどの保全活動を促進します。
水辺に親しむ勉強会の実施	水辺の観察や水質観測を通して身近な水辺環境について学ぶ機会を提供します。
ボランティアごみ袋 [※] の活用	地域住民による清掃活動を実施する際に支給する「ボランティアごみ袋」の活用を促進し、地域の水辺環境の保全を推進します。

■ボランティアごみ袋

市がボランティア清掃活動を実施する団体等に対し支給するごみ袋で、地域内の清掃活動や市内一斉清掃活動などの際に使用し、この袋で排出されるゴミは、無料で処理されます。

(2) 森林環境の保全

現状と課題

森林は木材や林産物を育て、私たちに憩いと安らぎの場を提供してくれるだけでなく、水源を涵養し、土砂の崩壊を防ぎ、多様な動植物を育むとともに、大量の二酸化炭素を固定[※]しています。このような森林の機能は、南魚沼市だけでなく、より広い地域、さらに地球環境に大きく関わることから、森林環境の保全は多方面に影響を及ぼすたいへん重要な意味を持ちます。

南魚沼市では市域の約7割を森林が占めています。このうちの約8割はブナやカエデ類を主とした自然林であり、それ以外の人工林は、そのほとんどがスギ林です。また、居住地に近い山際では、市の木でもあるコブシ、ナラやクヌギなどの樹木とカタクリを育む里山が拡がり、豊かな恵みを与えてくれます。

しかし、森林をめぐる環境は大きく変貌しています。国産材の流通低迷による林業の衰退は人工林の荒廃を招きました。燃料として炭を使わなくなり、落ち葉の利用がされなくなった里山では、生物の多様性が損なわれるなど、種の変化が急速に進んでいます。南魚沼市でも近年、人工林の荒廃が見られ、森林の多面的な機能の維持が懸念されています。

取組みの方針

- 豊かな森林を保全・活用することで、地域と地球の環境に寄与します。
- 地域産木材や間伐材の活用を促進します。
- 森林の多面的機能を理解し、よりよい森林環境を次世代に引き継ぎます。

【市民の取組み】

- 森林の多面的機能への理解を深めます。
- 地域産木材や間伐材を活用した製品を積極的に取り入れます。
- 豊かな森林を誇りに思い、大切に保全します。

【事業者の取組み】

- 地域産木材や間伐材を活用した製品を積極的に取り入れます。
- 市民による管理活動や環境教育の機会への協力を努めます。
- 保有する人工林や里山林の保全・活用に努めます。

【市の取組み】

①森林の多面的機能の保全

施策	具体的取組み
水源涵養機能の保全	森林の水源涵養機能を維持・強化するため、市内を流れる河川の上下流域の市町村や森林組合などと流域を単位として連携し、上下流一体となって健全な森林を支える仕組みづくりを推進します。
二酸化炭素固定機能の保全	森林の二酸化炭素固定機能が十分発揮できるように、間伐や下草刈りなどの適正な維持管理を図るとともに、木材の循環的な活用を推進します。
治山機能の保全	森林による土砂の流出抑止や崩壊を防止する治山機能を維持・強化するため、適正な維持管理を図ります。

②森林資源の保全と活用

施策	具体的取組み
里山の保全	地域や個人で所有する里山では、広葉樹を主とした森林が育まれ、地域の歴史の中でさまざまな活用がされてきました。これらの里山の森林を地域で共有する森林資源として再認識し、地域や所有者などと連携した保全・再生を推進します。
人工林の保全	継続的な造林保育と作業の効率化に努め、関連組織や事業者と連携して人工林の保全を図ります。
間伐材利活用の研究開発	地域産の間伐材を利活用するための研究開発を推進します。
森林環境の活用	自然観察や余暇の場としての森林の活用を推進します。
地域産木材の活用	地域産の木材の活用を促進するとともに外国産木材の地域産木材への切替え対策を推進します。

③市民参加と森林環境教育の推進

施策	具体的取組み
森林環境教育の推進	地域の森林の持つ多面的な機能について学び、親しめる環境教育の機会を設けます。
地域産木材利用の広報	地域産木材の使用を広めるための広報や情報提供を積極的に推進します。

■南魚沼市は、カーボンオフセットクレジットの販売を開始しました。

地球温暖化の防止には、その原因となる二酸化炭素の排出削減が欠かせません。一方で、直接の取り組みによる排出削減には限界があります。そのような削減できないCO₂（カーボン）の排出分を、植林やクリーンエネルギーなどの事業に投資することで、相殺（オフセット）する仕組みが、カーボンオフセット制度です。南魚沼市は全体の面積に占める森林面積の割合が約83%にも達する森林地帯です。多量の雪から豊かな水が森林に蓄えられ、美味しい米、酒などの産地となるサイクルをイメージして、プロジェクト名を「南魚沼 銘水の森」間伐プロジェクトとしました。平成24年8月8日、県内で4番目にカーボンオフセット制度への登録が完了しました。その後平成25年6月に、森林の二酸化炭素吸収量を算定するための、モニタリング調査が実施されました。そして、第三者機関の検証を経て、9月に約1,482トンのクレジットが発行されました。

(3) 森林生態系の維持と保全

現状と課題

森林では多くの動植物が育まれています。とくに、ブナなどを主とする自然林ではクマなどの大型哺乳類やワシなどの猛禽類を頂点とした食物連鎖によって生態系の均衡が保たれています。

しかし近年、気候変動や林地の荒廃などを背景に、クマやサル、イノシシなど、森林に暮らす動物が農地や住宅地に出没したり、人間に被害を与えたりする事件が見られるようになりました[※]。また、貴重な高山植物をはじめ、森林固有の植物が、一部の心ない人たちによって持ち去られたり、被害を受けたりする事件が増加しています。このようなことは全国で問題となっていることでもあり、人里に出没する森林の動物との共生や、植物の乱獲を防ぐ取組みを検討する必要があります。

取組みの方針

- 森林に生息する動物との共生をめざします。
- 貴重な動植物の保護に努めます。
- 食用植物（山菜）の食文化を見直し、その乱獲を防ぎます。

【市民の取組み】

- 森林の生き物との共生について考えます。
- 高山植物の持ち去りはしません。させません。
- 山菜の乱獲はしません。させません。
- 観察会などの催しや活動に参加して、森林におけるルールやマナーを学びます。

【事業者の取組み】

- 森林の生き物との共生について考えます。
- 開発事業を行うときは、森林生態系の保全に十分配慮します。
- 市民や行政と連携して観察会などの催しや活動を実施、協力します。

【市の取組み】

①森林に生息する動物との共生と保護

施策	具体的取組み
森林に生息する動物の保護 ・管理	森林における動物の生息状況に関する調査と科学的な分析を関係機関などと連携して行い、これに基づいた計画的な保護と管理に努めます。
鳥獣被害への対策推進	農地や居住地における鳥獣被害についてその状況を把握し、計画的な対策と被害発生時の迅速な対応を推進します。
絶滅危惧種の調査	地域の固有種や絶滅が心配される種の生息状況を調査し、保護対策について研究します。

③食用植物の見直しと乱獲防止

施策	具体的取組み
山菜資源の保護の推進	山間地域の貴重な自然資源である山菜資源を保護するとともに、その生産から消費までの持続的な活用方策の検討を推進します。
山菜資源の調査	山菜として食されてきた植物の分布状況について調査し、実態の把握に努めます。
山菜食文化の再発掘	先人からの知恵を背景として、山菜食文化の見直しと再発掘、次世代への継承を図ります。
山菜の乱獲防止	山菜の個体数を減少させるような乱獲を防止し、適正管理に努めます。

■船ヶ沢新田の鳥獣被害対策

船ヶ沢新田は、八海山北西部の山麓に位置する39世帯146名の集落です。山裾の畑がサルに荒らされて野菜を作っても収穫できない状態が続き耕作者が減りました。しかし、国県の補助を受け、平成23年度に樹林の間伐、皆伐、草刈を実施して大規模な緩衝帯を整備し、平成24年度に電気柵を設置することでサルの被害が激減し、耕作を再開する人も出てきました。その鳥獣被害対策を担ったのは「船ヶ沢新田自然融和会」というボランティア組織でした。平成25年度にはその効果的な鳥獣被害対策が、県内でも有数のモデル地区として認められ、研修会や視察が行われています。

2. 自然とのふれあいの推進

(1) 豊かな自然の活用

現状と課題

山岳、丘陵、清流、湧水など四季折々の色彩にあふれた豊かな自然環境は、南魚沼市の大きな財産です。とくに上越国境の山岳地域は、毎年多くの登山者が訪れ、壮大な景観を形成する貴重な観光資源となっています。また、豪雪を活用したスキー場は、南魚沼市の主要な産業である観光産業の基幹として発展してきました。さらに南魚沼市の歴史的・文化的原風景である水田や畑の景観は、私たちの心に安らぎを与えてくれます。

しかしこれらの豊かな自然環境は、未だ市民に十分活用されているとはいえません。市民の誇りである豊かな自然環境の保全を図るとともに、市民や観光客の多様なニーズに対応しながら、四季を通じた個性的で魅力ある体験型観光施設としての活用を推進する必要があります。

取組みの方針

- 豊かな自然環境を体験できる施設の整備や活用を推進します。
- 四季を通じた体験型観光資源としてスキー場の有効活用を推進します。
- 遊休農地や耕作放棄地の有効活用を推進します。

【市民の取組み】

- 身近な自然に興味を持ち、自然とふれあい、親しめる施設を積極的に活用します。
- 自然公園や森林公園の保全や維持管理に協力します。
- スキー場の緑化活動に協力します。

【事業者の取組み】

- 身近な自然とふれあい、親しめる環境整備に協力します。
- 自然公園や森林公園の保全や維持管理に協力します。
- 開発事業を行うときには、環境への影響に十分配慮します。
- スキー場の活用や緑化の推進に協力します。

【市の取組み】

①山岳資源体験施設の整備

施策	具体的取組み
上越国境の山岳地帯の一体的管理の推進	上越国境山岳地域の一体的な保護と管理を推進します。
魅力的なトレッキングコースの整備	心と身体の健康の増進や地域の豊かな森林資源を体験できる環境づくりを推進するため、新たなルートの発掘も含めて、魅力的なトレッキングコースの検討を行います。
展示林の整備	森林資源の持続や種の多様性の確保とともに、身近な環境学習の体験の場として、地域に分布する樹木による展示林を整備することを検討します。

②雪と親しめる環境づくり

施策	具体的取組み
雪と親しめる施設の整備	雪を知り、雪と親しむという観点から、誰もが集い、学べるイベントを冬期に開催するとともに、それに対応できる施設の整備と活用を検討します。
四季を通じた有効活用の推進	四季を通じて人が繰り返し訪れる魅力の発信をします。

③美しい農村景観の保全と活用

施策	具体的取組み
市民農園の推進	遊休農地や耕作放棄地の活用を図るとともに、食育、自然とのふれあいを推進するため、市民農園の活用を図ります。
グリーン・ツーリズムの推進	都市の住民が南魚沼市の自然豊かな農村地域に滞在し、自然や農作業体験などを楽しむグリーン・ツーリズムを推進するとともに、体験施設やファームイン（農家民宿）の開設などの受入体制づくりの整備と活用を検討します。

(2) ふれあいの機会の提供

現状と課題

自然とのふれあいは、自然への関心を育むとともに、地域の環境を理解し、自然との共生や多様な機能について考える力を養います。

近年では、学校教育や生涯学習の一環として自然体験や自然教育の機会が多く設けられるようになってきました。また、雪まつりなど、雪と親しめるさまざまな体験や学習への人気が高まっており、地域内外からたくさんの人々が参加しています。さらに、南魚沼市の美しい農村風景に魅了されて都市部などから多くの人々が訪れています。しかし南魚沼市の観光産業の基幹であるスキー場においては、観光客のニーズの多様化や少子高齢化、高速交通網の整備などの影響により、入込客数が減少しています。

市民の誇りである豊かな自然環境の保全を図るとともに、身近な自然を気軽に体験・学習できる機会の整備・充実と、その活用や自然の中でのマナー・技術について指導し、けん引できる人材の育成が求められています。

取組みの方針

- 豊かな自然環境を体験し、学べる機会を増やします。
- スキー場における環境保全対策を推進するとともに、四季を通じた体験型観光資源としてスキー場の有効活用を推進します。
- 環境保全活動をけん引する人材の育成を図ります。

【市民の取組み】

- 身近な自然に興味を持ち、自然とふれあい、親しむ機会を積極的に持ちます。
- 自生する動植物を生息地から持ち出しません。また、自生していない動植物を外から持ち込みません。
- 里地・里山などの身近な自然を守る活動に参加します。

【事業者の取組み】

- 身近な自然とふれあい、親しめる環境づくりに協力します。
- 開発事業を行うときには、環境への影響に十分配慮します。
- 里地・里山などの身近な自然を守る活動に取り組めます。

【市の取組み】

①自然とふれあう機会の充実

施策	具体的取組み
市民登山の推進	年齢や体力などの諸条件にかかわらず、市民の誰もが上越国境の山々を始め、100名山やそれを源流とする清流とふれあえる市民登山を推進します。
学校登山の推進	子ども達の年齢や体力に則した登山コースを設定し、学校教育の中で地域の素晴らしい自然環境の体験と自然と接するルールの習得を図ります。
雪と親しめるイベントの開催	雪を知り、雪と親しむという観点から、誰もが集い、学べるイベントを開催するとともに、市民が主体となって開催するイベントの実施を支援します。
利雪対策の情報交換体制の整備	利雪について市民、事業者、行政が意見や情報を交換できる体制を整備するとともに、得られた意見や情報に基づいた対応策や改善策を推進します。
グリーン・ツーリズムの推進（再掲）	都市住民だけでなく、誰もが南魚沼市の自然豊かな農村地域の自然や農作業体験などを楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。

②スキー場における環境対策の推進

施策	具体的取組み
環境保全計画の検討	森林資源や水資源など、自然環境に影響を及ぼす大規模なスキー場を対象とした環境保全計画の作成を検討します。
融雪防止剤の利用削減	土壌や水質、生態系などさまざまな自然環境に大きな影響を及ぼす恐れがある融雪防止剤の使用削減を推進します。
植栽による裸地化防止の推進	融雪防止等に用いる塩類の利用削減と併せて、斜面の植栽を推進し、裸地化の防止と緑化を図ります。
四季を通じた有効活用の推進（再掲）	冬季だけでなく、四季を通じて人が繰り返し訪れる、個性的で魅力ある体験型観光資源として、スキー場の有効活用を図ります。

③自然とのふれあいを深める人材の育成

施策	具体的取組み
指導者の育成	市民登山や自然観察、グリーン・ツーリズムなど、自然環境保全の意識啓発を推進するとともに、魅力的な自然とのふれあいを案内・指導できる人材の育成を図ります。
山菜資源の継承の推進	地域に根ざした山菜文化の保護と普及を図るとともに、次世代への継承を推進します。

基本方針 3

持続と循環のまちをつくる

1. 廃棄物の減量と適正処理の推進

(1) 一般廃棄物対策

現状と課題

南魚沼市では、循環型の地域づくりを目指し、ごみの減量化と再資源化を推進しています。

平成20年度から24年度のごみの総処理量（可燃・不燃・資源ごみの合算量）はそれ以前と比較して緩やかな減少傾向になっています。平成24年度は市民一人当たり1日約1.1kgのごみが処理されています。（平成17年度は1.3kg/日/人）今後さらにごみの減量化を図るためには市民一人ひとりが「ごみを出さない」生活を心がけ、地域が一体となって「ごみを出さない」社会をつくることが求められています。このためには、市民、事業者、市がそれぞれに適切な役割を担いながら、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R活動を実践する必要があります。

収集運搬については、大和地域は一般廃棄物の搬入先が魚沼市であることから、市内で制度の違いがありごみの分別処理が分かりにくいなど、転入者等に対して不明瞭な点があります。市民への周知や業務効率を上げるためには、市内全域の一体性の確保が大きな課題となっています。

また、事業系一般廃棄物は、排出した事業者（所）が自ら処理施設へ搬入するか、許可を持つ処理業者と委託して処理され、産業廃棄物も同様に許可施設へ搬入処理されています。

各種リサイクル法などの法整備が進み、ごみの分別が多様化する中、今後も、市民、事業所、行政がそれぞれの役割を十分認識して、循環型社会の形成や地球環境保全に取り組むことが求められています。

取組みの方針

- 「ごみを出さない」生活スタイル・地域づくりに努めます。
- 環境行政の組織と業務を抜本的に見直します。
- 廃棄物処理制度に関する地域差を是正し、一体性の確保を推進します。
- 徹底した分別収集体制の構築により、廃棄物発生量の削減を図ります。

【市民の取組み】

- 「もったいない」の精神で、「ごみを出さない」生活に努めます。
- エコマークなどの環境ラベル認定商品を積極的に購入・使用します。
- 買い物にはマイバックを持参し、レジ袋や過剰な包装の使用を削減します。
- 使わないで捨てることのないよう、無駄の出ない買い物をします。
- ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。
- ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。

【事業者の取組み】

- 使い捨て商品や過剰包装商品の使用を削減します。
- 再利用しやすい商品、簡易包装の商品、ロングライフの商品を製造・販売します。
- 事業活動の各段階で廃棄物の発生を抑制する体制を構築します。
- 「ごみを出さない」生活スタイルの提案や情報提供などを積極的に行います。

【市の取組み】

① 「ごみを出さない」体制づくり

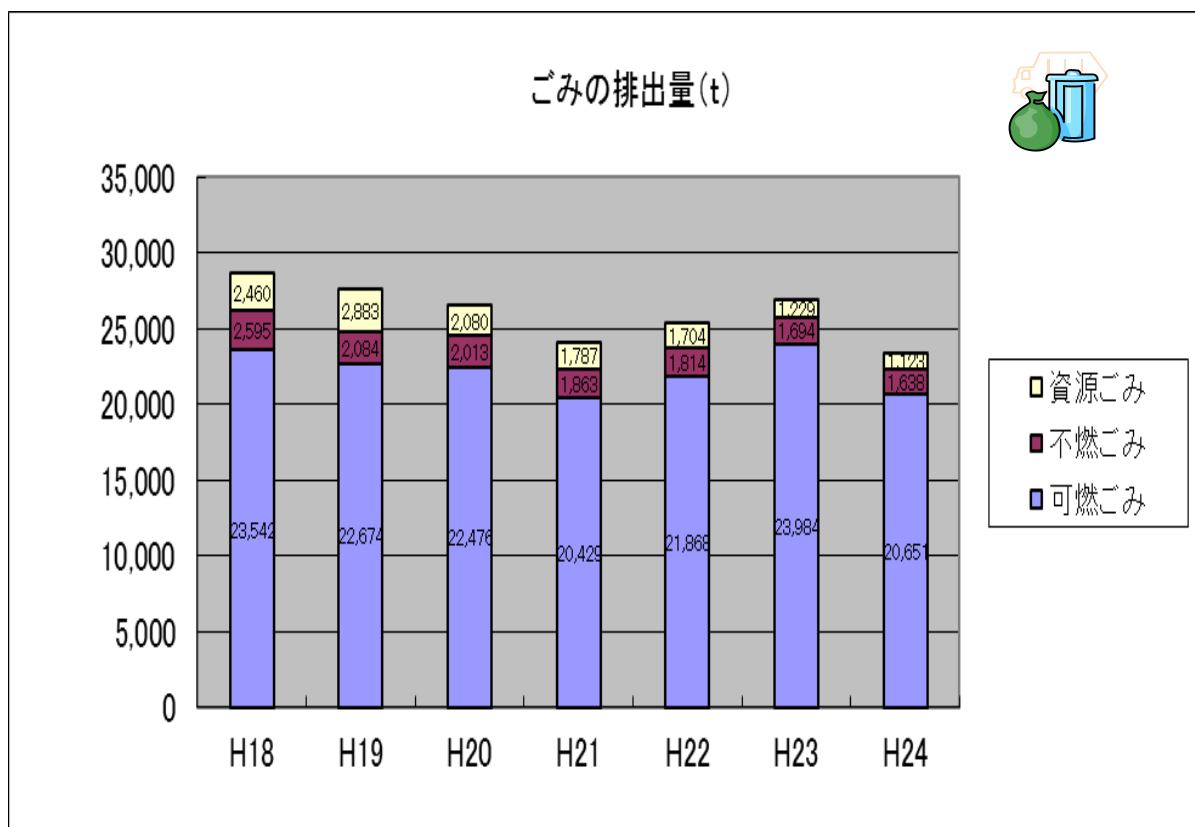
施策	具体的取組み
徹底した分別収集体制の構築	ごみ収集体制を見直し、排出量の減量化と再資源化を推進するため、市民や事業者の理解と協力を得ながら、新たな分別品目の見直しを含めた収集体制を構築します。
ごみ処理の適正化	事業者（所）から発生した産業廃棄物の適正処理を推進します。
ディスプレイの導入	生ごみの減量に効果があるディスプレイを、生活排水の処理コストや稼働エネルギー消費などが課題とされますが、ごみの減量化に向けて導入します。
法制度への対応と市民への周知・啓発	廃棄物処理法、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など、法制度が高度化・複雑化する中、それに迅速かつ適切に対応するとともに、市民や事業者へ周知・啓発を図ります。
ごみの分別の対応と市民への周知・啓発	法改正等により、生活に直結するごみの分別は、市報・ホームページ、ふれあい講座等を通じて、市民や事業者へ周知・啓発を図ります。
災害廃棄物への対応	大規模災害に伴って発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、国・県・周辺市町村や各種団体などと連携した体制づくりの構築を推進します。また、南魚沼市で災害廃棄物が発生した場合や、他の市町村から要請があった場合に適切な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の見直しを適宜実態に則したものにします。

②環境行政の効率化推進

施策	具体的取組み
組織・業務の見直し	ごみの減量化・資源化の推進及び可燃ごみ処理施設、し尿処理施設、不燃ごみ処理施設、埋立施設（最終処分場）の延命化を推進し、柔軟かつ弾力的な組織体制と業務内容の見直しを推進します。
施設管理の見直し	厳しい財政状況の中、施設の一層の効率的な運営と市民サービスの向上を図るため、施設管理方法の抜本的な見直しを推進します。
制度の一体化推進	異なる制度を用いている六日町・塩沢地域と大和地域を一体化し、わかりやすさを確保するとともに効率化を図ります。
専門性の確保と組織的対応	市民サービスに対する要求の多様化・複雑化をふまえ、化学物質の知識、設備の運転技術など、高度で専門的な知識や技能を有する職員を配置するとともに、関連する各種資格の取得を促進し、組織としての質的向上を図ります。

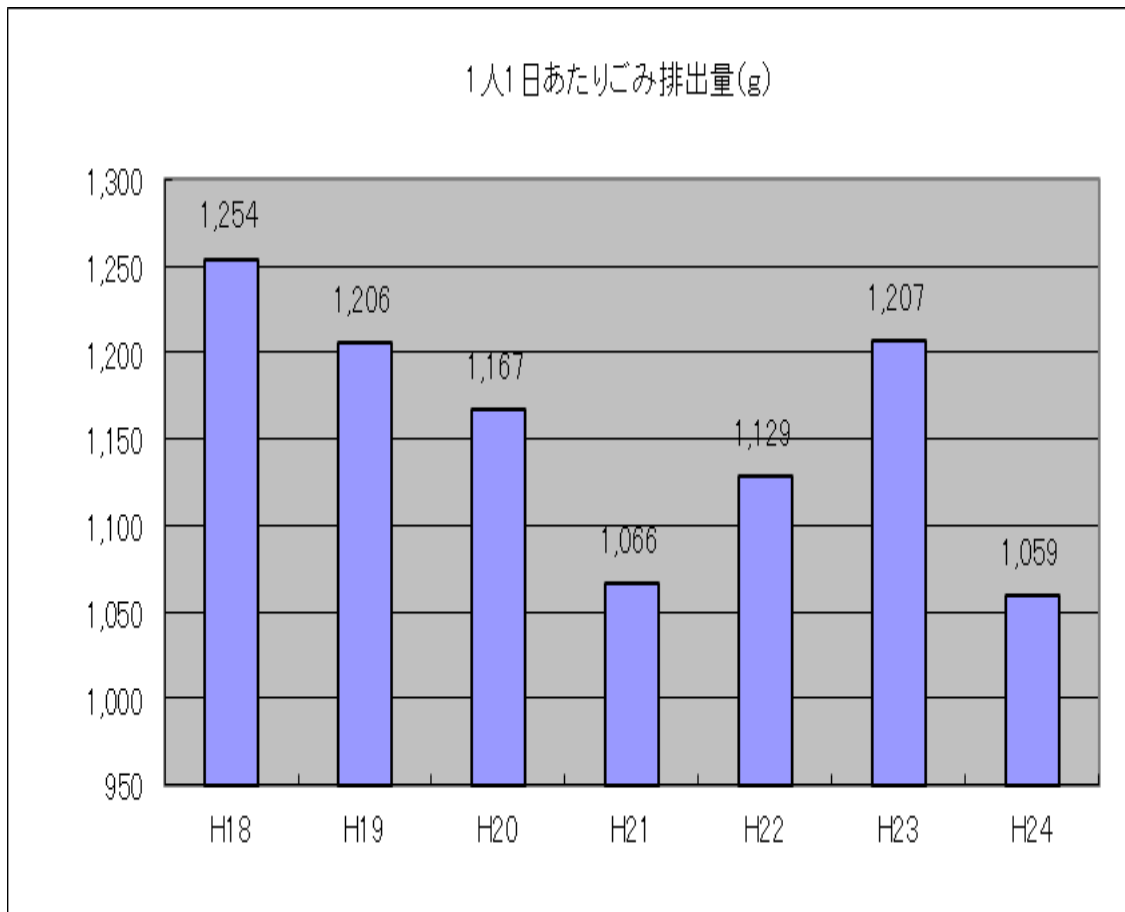
○南魚沼市のごみ処理状況

ごみ処理量の推移



※平成23年度のごみ排出量が多いのは、新潟・福島豪雨災害によるものです。

市民1人・1日あたりのごみ処理量の推移



(2) 産業廃棄物対策

現状と課題

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の19種類と処理物です。行政が計画的に処理する一般廃棄物と異なり、許可を持つ処理業者に委託して処理されます。

平成24年度末現在、南魚沼市には12箇所の産業廃棄物処理施設があり、許可された処理業者による適切な収集・運搬、処分が行われていますが、依然として不法投棄等の不適正な処理事例が見られます。

国の定めた循環型社会形成推進基本計画に基づき、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向け、市民、事業所、行政がそれぞれの役割を十分認識して、循環型社会の形成や地球環境保全に取り組むことが求められています。

取組みの方針

- 産業廃棄物の適正処理を関係機関と連携し、指導・強化します。
- 効果的・効率的な処理体制の確立を推進します。

【市民の取組み】

- 産業廃棄物について処理施設の見学や現状の認識を積極的に行います。
- 産業廃棄物などの不適正な処理を見聞きした際は、直ちに行政や関係機関に情報提供します。

【事業者の取組み】

- 事業活動の各段階で廃棄物の発生を抑制する体制を構築します。
- 排出業者は、処理を委託した廃棄物が適正に処理されているか、産業廃棄物管理票（マニフェスト）などにより確認を徹底します。
- 処理業者は業界全体として技術や能力の向上を図るとともに、不法投棄の撲滅を推進します。また、排出業者に対して発生抑制、減量・資源化の指導・アドバイスを行います。

【市の取組み】

①適正処理の指導・監督

施策	具体的取組み
処理業者の実態把握	各種リサイクル法など、法制度が高度化・複雑化する中、迅速かつ適切に対応できる処理体制構築のために、処理業者の業務実態や処理能力などの正確な把握に努めます。
排出・処理業者への監視・指導の推進	廃棄物の発生抑制、減量・資源化、適正処理の監視・指導を推進します。また、処理業者に対して、処理技術・能力の向上を促進するとともに、排出事業者に対する発生抑制、減量・資源化の指導的役割を担う取組みを支援します。
専門性の確保と組織的対応 (再掲)	化学物質の知識、設備の運転技術など、高度で専門的な知識や技能を有する職員を配置するとともに、関連する各種資格の取得を促進し、組織としての質的向上を図ります。

②合理的な処理体制の構築

施策	具体的取組み
産業廃棄物協会等との連携強化	「(社)新潟県産業廃棄物協会」など豊富なノウハウを持つ諸団体との連携を強化し、合理的な処理体制構築のための意見や情報の交換、知識や技術の向上を図ります。

(3) 資源リサイクルの推進

現状と課題

平成12年に国は、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法」を施行しました。その後、この法律に基づき「循環型社会形成基本計画」や「廃棄物処理法」、各種の「リサイクル法」など、循環型社会の形成に向けた法制度を整備してきました。

「循環型社会形成推進基本法」の中では、市民や事業者には「排出者としての責任」があり、生産者には生産した製品をただ売るだけでなく、それらが廃棄された後の処理まで負う「拡大生産者責任」があるということが明記されています。

また、循環型社会を構築する方法として、ごみを「出さない」、「できるだけ利用する」、「どうしても利用できないごみはきちんと処分する」の3つを提示しています。この認識のもと、市民、事業者、行政が一体となって、省資源・資源リサイクルを推進することが求められています。

取組みの方針

- 徹底した分別収集体制を構築します。
- グリーン購入[※]を推進します。
- 稲わらやスイカのつる、庭木の枝葉、生ごみなどバイオマスのリサイクルに努めます。
- 資源リサイクルについての情報を積極的に活用します。

【市民の取組み】

- 「もったいない」の精神で、使い捨ての生活を見直します。
- リユース品やリサイクル品[※]を積極的に購入・使用します。
- ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。
- 生ごみや庭木の枝葉などの堆肥化など、リサイクルに努めます。
- 環境配慮型イベントに積極的に参加し、情報を活用します。

【事業者の取組み】

- 簡易包装の商品、ロングライフの商品を製造・販売します。
- リユース・リサイクルしやすい製品の製造・販売・購入に努めます。
- ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。
- 使用済み製品の自主回収に努めます。
- 環境配慮型イベントの開催や運営支援を積極的に行います。

【市の取組み】

①リユース・リサイクルの推進

施策	具体的取組み
徹底した分別収集体制の構築（再掲）	ごみ収集体制を見直し、排出量の減量化と再資源化を推進するため、市民や事業者の理解と協力を得ながら、新たな分別品目の見直しを含めた収集体制を構築します。
新しいリサイクルの取組み検討	生ごみや下水汚泥、枝葉や木屑、稲わらやスイカのつるなどのバイオマス※の新たなリサイクルの取組みを検討します。
グリーン購入の推進とガイドラインの策定	平成20年4月適用の「南魚沼市グリーン購入基本方針」に基づき、消耗品、備品、役務および公共工事などの物品購入にあたり、環境への負荷が少ない製品を優先的に購入します。
生ごみ処理機器の導入支援	家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化による土壌への還元を図るため、生ごみ処理機器を購入した市民に対して補助金を交付する制度の活用と推進を図ります。
リサイクル計画の検討	資源のリサイクルを計画的に推進するため、資源リサイクル計画の検討を図ります。

②新たな広報活動の展開

施策	具体的取組み
広報などの情報伝達手段の改善	資源をリサイクル活用し、循環型社会を構築するために、広報紙やホームページなどを活用して情報を発信します。
環境配慮型イベントの開催	環境に配慮した製品やサービスの普及や販促、環境技術の体験、環境教育の講習、情報の発受信や交流の機会提供、フリーマーケット、環境に配慮したイベントの開催や運営を支援します。

■グリーン購入・グリーン購入法 商品購入やサービスの利用に際し、その必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ない商品・サービスなどを率先して購入・調達することをグリーン購入といいます。2001年に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）において、国の機関はグリーン購入に取り組むことが義務とされ、地方自治体では努力義務、事業者や国民にも一般的責務があると定められています。

■バイオマス (biomass) 本来の語意は、生物 (bio) 体量 (mass) を示しますが、現在は再生可能な生物資源、有機性エネルギーを指すことが多く、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどがこれに該当します（化石燃料は除く）。

■リデュース (Reduce : ゴミの発生抑制)・リユース (Reuse : 再使用)・リサイクル (Recycle : 再資源化) 廃棄物処理やリサイクルの優先順位を示し、それぞれの単語の頭文字を取って「3R」とも呼ばれます。「循環型社会形成推進基本法」は、この考え方に基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクル、そして(4)熱回収(サーマルリサイクル)、(5)適正処分、と定めています。また、3Rに「リフューズ (Refuse : ごみになるものを買わない)」を加えて「4R」、さらに「リペア (Repair : 修理して使う)」を加えて「5R」という場合もあります。

2. 地球環境問題への対策

(1) 地球温暖化対策

現状と課題

地球温暖化問題は、経済社会活動や国民生活全般に深く関わるもので、国、地方公共団体、事業者、そして市民一人ひとりが協力して取り組む必要があります。

とくに温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減対策を推進するとともに、省エネルギーの推進や新エネルギーの活用が求められています。

取組みの方針

- 二酸化炭素の排出量の削減を推進します。
- 二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な維持管理を推進します。
- フロンなどオゾン層を破壊する物質の適正な処理を推進します。

【市民の取組み】

- 節電、節水に努めます。
- 公共交通や自転車を利用し、マイカーの使用を減らします。
- 家庭や地域の緑化に努めます。
- フロン使用製品を廃棄する際には、適正な処理業者に委託します。
- 家電製品購入時には省エネルギー型の製品を選びます。

【事業者の取組み】

- 節電、節水に努めるとともに、温室効果ガス排出量を削減します。
- 通勤時の公共交通、自転車利用を推進します。
- 事業所の緑化に努めるとともに、緑化推進事業への参加・協力を努めます。
- フロン使用設備の廃棄や修理の際には、適正な処理業者に委託します。
- 省エネラベル^{*}製品の導入を進めます。

【市の取組み】

①二酸化炭素の排出削減

施 策	具体的取組み
省エネルギーの推進	ごみの減量化や冷暖房の温度設定などをはじめ、市職員一人ひとりができることから省エネルギーに率先して取り組みます。また、エコマークなどの環境ラベル認定商品の優先的購入を推進します。 スローライフ、スローフードを目指します。
新エネルギーの活用	太陽光、風力、地熱、温泉熱などの新エネルギーの導入・活用と普及啓発を推進します。
公共交通や自転車の利用促進	鉄道やバスなどの公共交通や自転車の利用を推進し、マイカーの使用削減を図ります。また、その実現のための公共交通ネットワークの構築に取り組みます。
エコドライブや低公害車導入の推進	エコドライブや低公害車の導入を推進し、二酸化炭素排出量の削減を推進します。
温暖化対策に取り組む市民や事業者の支援	地球温暖化に積極的に取り組む市民や事業者などの活動を支援します。
省エネラベル*製品の導入促進	省エネラベル製品の導入に努めると共に、市民への認識を広め、家庭や事業所への導入を促進します。

②二酸化炭素の固定機能の確保

施 策	具体的取組み
二酸化炭素固定機能の保全	森林の二酸化炭素固定機能が十分発揮できるように、間伐や下草刈りなどの適正な維持管理を図るとともに、木材の循環的な利活用を推進します。
都市緑化の推進	二酸化炭素の固定機能だけでなくヒートアイランド*対策や熱環境の改善策として有効な都市部の緑化を推進します。
市民や事業者による管理活動推進と支援	森林の維持管理に積極的に取り組む市民や事業者などの活動を支援します。

③フロン等オゾン層破壊物質の適正処理

施 策	具体的取組み
フロン回収の適正指導	民間事業者による適正なフロン回収とその後の破壊処理を指導します。また、フロン使用製品を廃棄する際には、適正な処理業者に委託します。

■フロン類 炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（CFC、HCFC、HFC）の総称。ほとんど毒性を有しないため冷蔵庫などの冷媒、精密な部品の洗浄剤、スプレートの噴射剤などに幅広く使用されてきました。しかし、特定の種類のフロンは、そのほとんど分解されずに成層圏に至りオゾン層を破壊します。

■ヒートアイランド 都市部において、高密度にエネルギーが消費されたり、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われていたりするために、水分の蒸発による気温の低下が妨げられて郊外部よりも気温が高くなる現象。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられています。地下水位の低下も地温の上昇を招き、この現象に影響します。

(2) 酸性雨対策

現状と課題

酸性雨^{*}は、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で硫酸、硝酸などに変化し、雨や雪、霧などに取り込まれて地上に降下するものです。主に工場などの固定発生源や、自動車などの移動発生源から排出され、土壌、河川、建物などを酸性化し、生態系に大きな影響を与えます。

これらの発生源からの排出量の削減を図るとともに、観測体制の充実による発生状況の把握と迅速かつ適切な対応が求められています。

取組みの方針

- 酸性雨の観測体制の充実を図ります。
- 酸性雨の被害状況や観測結果の収集と情報の公開を推進します。
- 酸性雨の発生源からの排出量の削減を図ります。

【市民の取組み】

- 公共交通や自転車を利用し、マイカーの使用を減らします。
- 化石燃料の使用削減を図ります。

【事業者の取組み】

- 公共交通や自転車を利用し、マイカーの使用を減らします。
- 化石燃料の使用削減を図ります。
- 大気汚染物質の排出削減を図ります。
- 低公害車や低燃費車の導入やクリーンエネルギー^{*}の利活用を推進します。

【市の取組み】

①観測体制の充実

施策	具体的取組み
観測機器の設置と継続的測定	市役所の各庁舎をはじめとして、主要幹線道路や工業地帯など、主要な箇所に観測機器を設置して、酸性雨や酸性雪の測定を継続的に行います。
被害情報の集積と公開	酸性雨による被害状況を継続的に集積するとともに、観測機器による測定結果と合わせて広報紙やホームページなどで広く情報を公開します。

②発生源対策の推進

施策	具体的取組み
固定発生源対策	化石燃料の使用がおよぼす環境影響についての周知と、家庭や事業所での使用量の削減、クリーンエネルギーへの転換を促進します。
移動発生源対策	自動車排気ガスの環境影響についての周知と、マイカーから公共交通、自転車を中心とした生活への移行、低公害車の導入、エコドライブを推進します。

■クリーンエネルギー 風力、太陽熱、太陽光など、大気汚染物質を発生しない、または発生量が極めて少ないエネルギー。電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池車などがクリーンエネルギー車とされます。また、液化天然ガス（LNG）なども窒素酸化物（NOx）発生量が少ないことから、広義のクリーンエネルギーの1つとされています。

3. エネルギーの有効活用

(1) 省エネルギーの推進

現状と課題

平成17年10月に実施した住民アンケート※によると、エネルギー問題について「関心がある」(69.1%)、「どちらかといえば関心がある」(23.8%)を合せると9割以上(92.9%)の回答者が関心を持っているという結果が得られました。

市は、平成25年度から住宅用太陽光発電システム設置費補助金の制度を開始しました。予想を上回る応募があり、市民のエネルギー問題に対する意識の高さが示されました。

持続可能な循環型社会を構築するためには、市民、事業者、行政が一体となって省エネルギー対策を推進することが求められています。

取組みの方針

- エネルギー消費量の実態を把握し、継続的に監視・記録します。
- エネルギー消費量の削減目標を設定し、目標達成を推進します。
- 省エネルギーについて知り、実践します。

【市民の取組み】

- 節電、節水、ごみの減量化に努めます。
- 公共交通や自転車を利用し、マイカーの使用を減らします。
- 省エネルギー型製品の購入・使用に努めます。
- 環境家計簿をつけるなど、家庭生活における環境負荷量の把握に努めます。

【事業者の取組み】

- 節電、節水、ごみの減量化に努めるとともに、エネルギー消費量の削減を図ります。
- 通勤時の公共交通、自転車利用を推進します。
- 抵公害車や低燃費車、省エネルギー型機器の導入、建物の断熱性の向上、ESCO事業※の活用などを進めます。
- 国際規格である環境ISO※や環境省が推進するエコアクション21※の認証取得を推進します。

【市の取組み】

①エネルギー消費量の把握と監視

施策	具体的取組み
エネルギー消費の実態把握	市民、事業所、行政の各主体におけるエネルギー消費量の実態把握に努めるとともに、広報紙やホームページなどで広く情報を公開します。

②省エネルギー活動の推進

施策	具体的取組み
省エネルギーの推進（再掲）	ごみの減量化や冷暖房の温度設定などをはじめとして、市職員一人ひとりができることから省エネルギーに率先して取り組みます。また、エコマークなどの環境ラベル認定商品の優先的購入を推進します。
指標による進行管理	市の業務に伴う環境負荷を低減するため、電気、水道、ガス、ゴミなど、使用量や排出量の削減目標を具体的数値として指標化し、進行管理を推進します。
事業者の環境 ISO やエコアクション 21 取得の推奨	国際規格である環境 ISO や環境省が推進するエコアクション 21 の認証取得を推奨し、環境経営を促進します。

■環境 ISO (ISO14001 International Organization for Standardization 14001) 環境マネジメントシステム（環境を管理・改善する仕組み）の国際規格（ISO14001 規格）。

■エコアクション 21 広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。ISO14001 をベースとしています。

(2) 新エネルギーの活用

現状と課題

日本で消費されるエネルギーは、その大半を海外から輸入する化石燃料に依存しています。しかし化石燃料をエネルギーとして消費する際には、地球温暖化の要因の1つとされる二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に発生します。そのため、化石燃料に替わる新エネルギーの早期活用と普及促進が課題となっています。

南魚沼市は、春から夏期にかけての日射量が比較的多い、森林資源が豊富である、山岳地帯に強風が吹きやすい、温泉が多い、冬期の積雪量がたいへん多いなど、地理・地形・気候などに特徴があり、これらを活用した太陽光熱、雪氷冷熱、木質バイオマスなどの新エネルギーの導入と活用が期待できます。

取組みの方針

- 『南魚沼市地域新エネルギービジョン』に基づき、新エネルギーの導入を推進します。
- 地下水に依存しない新エネルギーを活用した消融雪方法の導入を最優先課題として推進します。
- 雪資源の有効活用を推進します。

【市民の取組み】

- 新エネルギーについて関心を持ちます。
- 南魚沼市地域新エネルギービジョンの推進に積極的に参加・協力します。
- 新エネルギーを活用した設備や機器の導入に努めます。
- 低公害車やハイブリッド車などの低燃費車の導入に努めます。

【事業者の取組み】

- 南魚沼市地域新エネルギービジョンの推進に積極的に参加・協力します。
- 新エネルギーの導入・活用に関する事業に取り組みます。
- 新エネルギーを活用した設備や機器の導入に努めます。
- 低公害車やハイブリッド車などの低燃費車の導入に努めます。

【市の取組み】

①南魚沼市地域新エネルギービジョンの推進

施策	具体的取組み
自然資源のエネルギー化と導入推進	太陽光熱、地中熱、農業用水などの小水力などの自然エネルギーを活用した新エネルギーの導入を推進します。
バイオマス資源の活用	豊富な森林資源や廃菌床 [*] などのバイオマス資源を活用した新エネルギーの導入を検討します。
クリーンエネルギー自動車の導入促進	公用車の買い替えの際に低公害車やハイブリッド車などの低燃費車を導入するとともに、市民や事業者に対しても導入・普及の促進を図ります。
地盤沈下対策事業の推進	新エネルギーを活用した地下水に依存しない消融雪方法の導入を最優先課題と捉え、そのための調査研究を推進します。
補助制度の活用	国の各省庁や県、各種団体などによる新エネルギー導入に関する補助制度や支援制度を積極的に活用するとともに、市民や事業者が活用できる制度に関する情報提供を行います。
市民や事業所との合意形成	エネルギーを利用する市民や事業者の理解と協力を得るため、説明や啓発活動を推進するとともに、意見や要望を積極的に取り入れます。

②雪エネルギーの調査研究

施策	具体的取組み
雪資源の有効利用のための技術開発	食品保管庫や冷房システムをはじめとして、冬期の積雪を冷熱エネルギーとして活用する技術の研究開発やその導入を推進します。
市民や事業者の活動支援	雪エネルギーの活用に関する市民や事業者による調査研究や技術開発の支援を検討するとともに、国の各省庁や県、各種団体などによる補助制度や支援制度の積極的な活用を促進します。

4. 参加と連携の推進

(1) 環境教育の推進

現状と課題

環境に関するさまざまな問題・課題に対応するためには、子どもから大人まで、すべての市民が学び、実践することが大切です。そのためには、地域における暮らし方のマナーやルールを学ぶ機会や、年齢層に応じた体系的な学習プログラムが必要であり、家庭、地域社会、学校、職場など、日常生活のいたる場所や場面で総合的かつ効率的に取り組むことが必要です。

環境教育が体系的かつ総合的・効果的に行われるためには、身近に実践の場が用意されているとともに、それに携わる人材や教材などの教育環境が十分に確保されていることが重要となります。

取組みの方針

- 年齢や生活場面に応じた体系的な環境教育を推進します。
- 環境教育の推進役となる人材を育成します。
- 環境教育に取り組む個人や団体の活動を支援します。
- 環境教育の場として公共施設を開放するとともに、必要となる情報を積極的に発受信します。

【市民の取組み】

- 日頃から環境について関心を持ち、家庭内で環境について話し合います。
- 環境学習会や講演会などに積極的に参加します。
- インターネットなどを利用して環境情報を積極的に入手・活用します。

【事業者の取組み】

- 従業員に対する環境教育の充実を図ります。
- 環境教育の場として、市民へ積極的に施設を開放します。
- 環境 ISO やエコアクション 21 などの取得・認証に取り組めます。
- 環境配慮型イベントの開催や運営支援を積極的に行います。

【市の取組み】

①環境教育の体系的推進

施策	具体的取組み
学校教育と連携した推進	地域の子供達とその親や地域住民が連携した学習活動を推進します。学校給食の場を有効に活用した食文化の伝承や食育に取り組みます。
地域における学習・活動推進	各地域の状況に応じた環境学習や緑化、地域美化などの活動を推進し、支援します。
市民主体の取組みの推進	市民が主体となって行う環境学習会や見学会などの取組みを推進し、支援します。
食文化の伝承、地産地消・食育の推進	関係機関との連携により、食文化の伝承や地産地消・食育などを通して環境について考え、学ぶ取組みを推進します。
年齢階層に応じた環境教育の推進	子どもから大人まで、市民の年齢に応じた多彩な学習内容の整備・充実を図ります。
生活場面に応じた環境教育の推進	家庭、地域、学校、職場など、日常生活の場面に応じた多彩な学習内容の整備・充実を図ります。

②教育環境の整備

施策	具体的取組み
推進役となる人材の育成	環境教育の推進役となる人材の育成や発掘を推進します。
活動団体の支援	環境教育に取り組む個人や団体の活動を積極的に支援します。
公共施設の開放	環境衛生センターやリサイクルセンター、浄水場や下水処理場など環境教育の場となる公共施設を積極的に開放します。
情報提供の推進	環境教育を推進するうえで必要となる情報を提供します。とくにインターネットを利用した情報の発受信を積極的に行います。また、環境配慮型イベントをはじめ、環境に関する学習会や講演会などを開催します。

(2) 協働の推進

現状と課題

南魚沼市では、町内会、子供育成会や老人会、PTA、事業所などの各種団体が、地域の環境美化活動をはじめとして、さまざまな形で環境保全活動に取り組んでいます。また、環境保全を主な活動目的とする NPO やボランティア団体の組織数、参加人数は増加傾向にあります。さらに、南魚沼市には国際大学や北里大学保健衛生専門学院などの高等教育機関があり、国際的、経済経営的、保健医療的分野を中心とした産学官の連携による新たな取り組みや環境新技術の創出が期待できます。

今日の環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の定着や、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動による環境負荷の集積によって生じています。従ってその解決に当たっては、市民、事業者、行政などあらゆる主体がそれぞれの責任と役割分担のもとで参加・連携し、環境と共生する地域づくりをいっそう推進する必要があります。

取組みの方針

- 市民や事業所による主体的な取組みを支援します。
- 各主体間の協力・連携に向けた取組みを推進します。
- 行政が率先して環境保全に取り組めます。

【市民の取組み】

- 環境にやさしい暮らし方を学び、考え、実践します。
- 地域の環境保全活動やリサイクル活動などに積極的に参加します。
- NPO やボランティアなどの市民団体による環境保全活動を積極的に協力・支援します。
- 事業所や行政が行う環境保全活動に関心を持ちます。

【事業者の取組み】

- 環境保全の取組みを通じて、地域から信頼される企業を目指します。
- 地域の環境保全活動やリサイクル活動などを支援するとともに、積極的に参加します。
- NPO やボランティアなどの市民団体による環境保全活動に関心を持ち、積極的に協力・参加します。

【市の取組み】

①主体的取組みの支援

施策	具体的取組み
地域コミュニティの支援	地域の自治組織を通じた環境保全の推進や地域コミュニティの活性化を図るため、地域自治組織の強化充実を推進します。
環境活動団体の活動支援	環境保全の主体的役割を担う NPO やボランティア団体などの活動を支援するため、活動資金やボランティア保険加入などへの助成制度を充実します。
事業者の環境 ISO やエコアクション 21 取得の推奨	国際規格である環境 ISO や環境省が推進するエコアクション 21 の認証取得を推奨し、環境経営を促進します。

②各種団体との連携の推進

施策	具体的取組み
環境活動団体ネットワークの構築	NPO やボランティア団体などの市民団体が互いに補完的役割を担いながら協力して活動できるネットワークの構築を推進します。
ボランティアセンターの整備	市民が主体となって推進するボランティア活動や交流を支援し、その拠点として、社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアセンターを整備します。
産学官の連携推進	産・学・官それぞれの専門性を活かした連携を図り、環境の保全・活用に資する新たな技術や安心・安全な社会システムの研究開発を推進します。また、最新の環境保全技術の普及・啓発に努めるとともに、人材育成や環境ビジネスによる産業振興を図ります。
都市間連携の推進	「ひと」「もの」「情報」の交流、施設や人材の相互利用の促進、協働事業の推進など、近隣都市との連携を推進します。また、国内の友好都市や海外の姉妹都市との交流や連携を強化充実します。

資料編

■南魚沼市環境基本条例

平成 17 年 6 月 23 日
条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全な環境の維持及び向上を図るため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関し基本的な事項を定め、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 大気、水、土壌、生物その他環境の自然的構成要素及び文化財、歴史的建造物その他環境の文化的構成要素並びにそれらにより構成される生態系、景観その他相互作用に着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- (2) 環境の負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他人の活動に伴って生ずる大気汚染、土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活を確保することをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境にやさしい循環を基調とする社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの問題としてとらえ、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全を図るため、基本的かつ必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活から生じる環境の負荷の軽減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生じる公害を防止するために、自らの責任と負担において必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境の負荷の低減に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、公害その他自然環境又は市民生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかに誠意をもってその解決に努めなければならない。

(滞在者の責務)

第 7 条 通勤、通学及び観光旅行等で、市の区域に滞在する者は、市民の責務に準じて環境の保全に努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるよう施策相互の連携を図り、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 生活環境が保全されるように、大気、水、土壌、その他環境が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地及び水辺地等を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいが保てること。
- (3) 廃棄物の削減、再生資源の利用等、循環型社会形成を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標並びに総合的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に定める環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策策定に当たっての配慮)

第10条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全に係る施設の整備等の推進)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第13条 市は、環境の負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を促進するものとする。

(環境の負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第14条 市は、再生資源その他環境の負荷の低減に資する製品の利用が促進されるよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全に関する理解を深めるとともにこれに関する活動の意欲が増進されるよう、学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全活動への支援)

第16条 市は、市民又は事業者が自発的に行う環境美化、緑化及び再生資源の回収等環境の保全活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市の推進体制の整備)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の関係部局相互の密接な連携及び各種の施策の調整を図るための体制の整備に努めるものとする。

(広域的な施策の推進)

第18条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体との協力の下、連携して推進するよう努めるものとする。

(環境審議会)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、南魚沼市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に関すること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する事項について、市長に意見を具申することができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委嘱後の最初の審議会は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席で成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。